

日清天津条約（一八八五年）の研究（一）

大澤博明

目次

はじめに

第一章 天津条約評価の変遷

第一節 同時代の日本外交認識―「一貫した平和主義」

第二節 天津条約肯定論

1 日本国内での強い肯定論

2 西洋での評価

3 清国内の肯定論

4 日本国内の天津条約否定論

第三節 天津条約批判論

1 対清協調とナショナリズム

2 天津条約否定論の浮上

第四節 日本外交像に関する大陸膨張の影響

1 「一貫した侵略的日本外交」像の浮上と固定化

2 天津条約像の転換―日清同盟支柱論の否定

3 天津条約の過小評価へ―マルクス主義歴史学と東亜新秩序論

小括

(以上本号)

第二章 天津条約第二条の推移

第三章 天津条約第一、三条の運用

むすび

はじめに

本稿の目的は、日清戦争前の日本の朝鮮政策と一八八五年の日清天津条約がどのような関係として理解されてきたかを、日清戦争前から第二次世界大戦期までの著作等によりながら概観し、以て明治前期外交史研究に関する一つの視角を確認し、併せて天津条約の運用実態を明らかにすることにある。

甲申事変をうけて、日本国全権伊藤博文と清国全権李鴻章が八五年四月一日に調印した天津条約は、第一条で条約調印から四ヶ月以内に日清両軍が朝鮮から撤兵すること、第二条で朝鮮軍再編のために第三国から軍事教師を招聘すること、第三条で朝鮮に出兵する際には条約当事国へ通知することを取り決めたものである。

この天津条約は日本外交史を始め中国外交史や朝鮮をめぐる東アジア国際関係史に関する多くの内外の研究が言及するところであるが、管見の限り、専論は少なく、また、条約の実質化と運用あるいは条約の東アジア国際政治上の機能等に関する基礎的実証的研究蓄積も豊富であるとは言えない。にもかかわらず、そこに積極的意義を見いださないという点で一定の評価が、今日までの研究において定着しているものと考えられる。

今日の研究に見る天津条約評価の特徴の一つは、日清戦争の結果を以て評価基準とすることであり、同時に、それが日清戦争前の日本外交史理解と密接に関わっていることである。この理解とは、日本の朝鮮支配・領有化の意図の始期をどこに置くかという点では相違があるものの、明治国家形成期の「征韓」論（七三年）、江華島事件（七五年）、壬午軍乱（八二年）、甲申事変（八四年）等を経るに従い朝鮮支配・領有化の意図は強められてゆくとする理解である。そして、明治政府が対清戦争を最終的に既定方針化したきっかけは、甲申事変の衝撃であったとする。これを要約すれば以下のようになる。即ち、日本が清国に対して軍事的に劣勢であるとすると認識が甲申事変時の対清開戦を明治政府に思い止まらせたが、朝鮮支配の意図を明治政府が放棄したわけではない。逆に対清戦争勝利の後でなければそれが達成できないことを確信させることになった。一見傍観的外観を示す八五年以降の明治政府の朝鮮政策は、表面上の対清協調策によつて日本が戦争に向けた軍備拡張を遂行する時間稼ぎをしたものに過ぎない。そして何よりも年来の野心達成に十分意欲的であった最大の根拠は、（対清戦争を主導した勢力をどのように捉えるかの相違はあるものの）九四年六月に、甲午農民戦争を奇貨として朝鮮に出兵して日清共同朝鮮内政

改革という「挑発」手段を通じて強引に日清戦争を起こした事実そのものが示している、という理解である。

こうした日本の東アジア政策を一貫した朝鮮侵略策の展開として理解する枠組みの下で、天津条約は極めて否定的に捉えられてきた。以下、これまでどのような評価が与えられてきたかを簡単に確認しておこう。

第一は、李鴻章・清国の一大失策としての天津条約像である。その第三条で出兵権の相互承認をした天津条約が、後の日清戦争の原因となったとする議論である。このような主張が多く見られる中国での研究は、清国が日朝二国間交渉（漢城条約八五年一月八日調印）を許してしまい、甲申クーデターに関与した日本の「罪」を明らかにしその責任を追究することができず、朝鮮に関して日清対等性を認めた天津条約を調印した事が李鴻章並びに清国の失策であつたと論じる。そして、クーデター関与の責任を回避し、朝鮮をめぐる日清対等の立場を獲得した日本が外交上の勝利を得たと論じる。このような見解は、日本でも一部の研究者が受け容れるところでもある。²⁾

ここでは、清国兵が日本公使に対して武力攻撃を行ったという国際法違反行為などは問題としてすら意識されず、清国が如何なる理由と資格を以て日本を「問罪」することができるのかという点も明らかにされないまま論が展開されてゆく。このため、この種の議論は、国際法上の属国と華夷秩序体制下の属国区分が極めて曖昧であり、清国の朝鮮支配を当然とする姿勢で議論を展開し、一貫した日本の侵略性なるものを過度に強調する事になる。³⁾ その行き着くところは、壬午軍乱後の日本の朝鮮永世中立化提起すらも日本の「侵略拡張政策」であり「征韓論」の一変種に他ならないといった議論である。⁴⁾ 日清戦争での敗北とその後の半植民地状態への転落といった事後的事実を過去にそのまま投影して西洋並びに日本の帝国主義政策を強調し、帝国主義諸国に侵略された被害者としての中国像のみを前面に押し出し、中国の周辺諸国に対する抑圧を捨象する姿勢を反映したものであるという⁵⁾ことが出来よう。

また、以上のような天津条約第三条に対する評価は、八二年の済物浦条約第五条が規定した日本の朝鮮駐兵権を

軽視する態度につながる。この条約上の駐兵権は、八五年一月の漢城条約でも継続していることが日朝間で確認されている。天津条約批准後に於ける日本の撤兵は濟物浦条約に拠るものであり、同時に日本の同条約上の駐兵権は将来に向けて尚効力を有することが八五年七月に日朝間で確認されている。九四年六月の日本の出兵も、日朝間では濟物浦条約第五条と八五年七月の公文に基づくものであり、日清間では天津条約第三条に従って出兵の行文知照手続きを踏んでいる。⁶この意味で、第三条の出兵規定を日清戦争と無媒介的に結びつけ天津条約が日清戦争の原因となったと論じることが、事実関係を十分踏まえた議論であるとは言い難いのである。

第二は、一時的妥協・暫定的性格としての天津条約像である。天津条約は朝鮮支配をめぐる日清両国間の一時的妥協にしか過ぎず暫定的性格のものでしかない。清国は朝鮮支配を強化し、日本は対清戦争意図を確立し戦争に向けた軍拡に専心して、条約は成立直後から「空文化」が進んだ。日本外交にとって天津条約は来るべき対清戦争に向けた軍拡のための時間稼ぎ以上の意味はなく、後年の日清戦争が最終的に既定路線化するという理解である。⁷

この種の議論が成り立つかどうかは、日本の軍拡の実体とその評価にかかっている。しかし、このような評価を下す論者が日本の軍拡の質を的確に理解していたかといえ、必ずしもそうではない。天津条約調印後、軍拡のペースは明らかに低下している。陸軍拡張は繰り延べされ、海軍は制海権確保に必要と思われた戦艦導入が白紙に戻された。いずれも対清強硬派の抵抗を押し切って実行されたものである。日本が対清戦争意図を確立させて軍拡に専念したなどとは到底言えないのである。⁸

第三に、謀略的外交観を投影させて日本外交の詐術性を強調する論拠としての天津条約像がある。朝鮮をめぐる日清対立が非顕在化する八五年から九四年までの期間に関して、多くの先行研究はこの間の日本の朝鮮政策に関する種々の「傍観」的状况を認める。このことは天津条約から一〇年後の日清戦争とは一見矛盾するようでもある。

だがこの見解は、この間を、日本が対清戦争準備の為の時間稼ぎを行いつつ詐術的外交を弄したと捉えることで整合的イメージを与えようとしてきた。八五年以降日本政府が清国の「属国朝鮮」を事実上黙認することによって、朝鮮を排他的勢力圏化するのに有利な国際環境を整えて日清戦争を起こしたのであると論じるわけである。⁵⁾

この種の研究は、天津条約で日本が朝鮮での影響力を確保し清国の影響力を削減したと論じつつ、同時に、天津条約締結以降は日本の影響力の低下と清国の朝鮮支配の強化を日本の外交軍事両面にわたる異図を以て論掘げようとする。朝鮮に対して日本が影響力を拡大したり朝鮮独立論を以て清朝宗属関係を否定すれば日本の朝鮮支配意図の表れであると論じ、日本が影響力を縮小させたり清国の宗主権主張に伴う朝鮮への干渉に直接対抗しなくなっても日本の異図つまり朝鮮支配意欲の表れであると強調する。要するに、日本がどのような対応をしても日本の朝鮮支配意図なるものに結びつけてしまうのである。この視角から浮かび上がるのは計算づくの悪巧みにたけた日本外交像である。ハリントン、ネルソンやポートンの研究は一九三〇年代以降の日本の外交と戦争に関するアメリカでの陰謀史観の影響を見て取ることができようし、中国での研究は自国のマキャヴェリ的外交手法を日本外交に投影させたものと見ることもできよう。また、このような研究は、日本の日清共同朝鮮内政改革提起は本心ではなく清国を挑発して開戦に持ち込むためのものであると強調することでも共通する。

日清協調と日清戦争の説明にはさしあたり二つの考え方が思い浮かぶ。一つは、元々その協調は本心ではなく偽りのものであったとする説明である。他の一つは、本心から協調を求めながらもいわば意図せざる結果として戦争に至ったのであるとする説明である。陰謀史観めいた日本外交の捉え方は前者であり、このような理解に対しては既にコンロイが十分合理的な批判を加えているところである。¹⁰⁾しかし、陰謀史観めいた理解はその後も再生産されている。その理由は、日本の朝鮮政策を理想主義と現実主義の競合とか相剋という視角で韓国併合までの歴史を叙

述するコンロイの議論そのものに内在しているというよりも、東アジアでの紛争は日本が政治的軍事的膨張のために好んで生起させたのだとする、一八八〇年代には既に存在しその後確立する、日本の対外政策に関する一つの認識枠組みの影響として考えることができる。いずれにせよ、日本の対外政策の内在的理解を放棄したところにこのような陰謀史観的議論が立ち現れてくると言える。

最後に、朝鮮にとっての天津条約像に言及しておこう。朝鮮にとって日清天津条約はどのような意味を有していたのか。この点に関しては、朝鮮の主体性をどのような勢力に求めるかという問題とも絡んで、見解が分かれている。一つは、朝鮮にとって全く無意味な条約という評価である。これは朝鮮が条約当事国ではなく、また、甲申事変が朝鮮で生じ朝鮮で日清両軍の衝突が起ったにもかかわらず、朝鮮が日清交渉に影響を与えることができず客体化されてしまったという視点を強調するものであり、朝鮮が本来有していたはずの内在的發展の可能性と主体性を外圧がねじ曲げたとする議論の枠組みの下での評価であるといえよう。

天津条約は、朝鮮自身にかかわるものである。にもかかわらず、朝鮮にとって全く無意味な条約であると論じることが形式的にも無理である。ましてや、朝鮮側の了解もうけたうえで、朝鮮軍再編を日本政府が清国との交渉項目に位置づけ天津条約第二条に結実したという事実には照らせば尚更のことである。しかし、朝鮮の開国即ち国際社会への参入は朝鮮にとって政治的・経済的に何らの進歩的意義をもたらさず朝鮮の主体性を毀損するものに他ならなかったとする観点に立てば、外圧に妥協し続ける国家権力側の営みは他律的非自的のものであり、天津条約第二条での朝鮮軍再編規定とその行方は研究上の関心を喚起するものではないのかもしれない。¹²

他方、朝鮮近代化の主体性を開化派に求める観点に立てば、朝鮮開国以降の朝鮮軍再編の模索は研究視野に入ってくる。当時の朝鮮も、孤立して存在していたのではなく、諸国家との関係を有していた。主体性は、外圧を伴う

国際関係の中でこそ真価を問われるであろう。この点で、朝鮮は天津条約によって八五年から九四年まで独立国家としての近代化努力を自主的に行う比較的平和な時間的余裕を得たという観点から朝鮮側の動向に論及する研究方向がより実りある成果をもたらすことができよう。¹⁰³

以上、日清天津条約にかかる四つの視角と評価を見てきたが、いずれも事実関係の捉え方に問題を含む。また、このような問題ある事実認識に基づいて下される評価には、首肯できない部分も多い。天津条約の運用実態や機能等に関する基礎的事実関係を十分議論しないまま、いわば評価のみが一人歩きしている状態にあるのである。日清・日露戦争を経て韓国を併合した事実を知る後世の歴史家の眼には、一貫した日本の侵略の帰結として韓国併合が映ってしまいかもしれない。しかし、未だ韓国併合はおろか日清戦争も未経験の時点で、当時の人々の眼に映った明治維新以来の日本の朝鮮政策像はどのようなものであり、天津条約はどのように理解されていたのであろうか。果たしてそれは、右記のような理解に通ずるものであったのであろうか。

凡例

MT II 「外務省記録」外務省外交史料館蔵。

「外文」 II 外務省編『日本外交文書』。

「日清調書」 II 明治期外交資料研究会編『日清講和関係調書集』クレス出版、一九九四年。

「旧韓外文」 II 『旧韓国外交文書』高麗大学亜細亞問題研究所、一九六七―七三年。

「中日」 II 『清光緒朝中日交渉史料』文海出版社、台北、一九七〇年。

「中日韓」 II 『清季中日韓関係史料』中央研究院近代史研究所、台北、一九七二年。

- CPI* = France, Ministère des Affaires Étrangères, *Correspondance Politique: Japon, 1854-1896*, Paris.
- CPML* = France, Ministère des Affaires Étrangères, Ambassade du France à Tokyo. État de Versement, de la Serie B, 1861-1949, sous-serie 1861-1918, Correspondance Échangée entre le Ministère et la Légation, *Correspondance Politique Adressée par le Ministère à la Légation*, Centre des Archives Diplomatiques de Nantes.
- FO17* = Great Britain, Foreign Office, *General Correspondence: China, 1815-1905*, Public Record Office, London.
- FO46* = Great Britain, Foreign Office, *General Correspondence: Japan, 1856-1905*, Public Record Office, London.
- FO228* = Great Britain, Foreign Office, *Embassy and Consular Archives, China, Correspondence*, Public Record Office, London.
- FO262* = Great Britain, Foreign Office, *Embassy and Consular Archives, Japan, Correspondence*, Public Record Office, London.
- NA77K* = United States, Department of States, *Diplomatic Instructions of the Department of States, Korea, 1883-1905*, National Archives, Washington, D.C.
- NA92* = United States, Department of States, *Despatches from U.S. Ministers to China: Diplomatic Despatches, China, 1843-1906*, National Archives, Washington, D.C..
- NA99* = United States, Department of States, *Notes to Foreign Legations in the United States from the*

説 *Department of States, 1854-1906: Korea, Japan, Siam, 1888-1906*, National Archives, Washington, D.C.,

論 *NA133 = United States, Department of States, Despatches from U.S. Ministers to Japan: Diplomatic*

Despatches, Japan, 1855-1906, National Archives, Washington, D.C.,

NA134 = United States, Department of States, Despatches from U.S. Ministers to Korea: Diplomatic Despatches, Korea, 1883-1905, National Archives, Washington, D.C.,

NA166 = United States, Department of States, Notes from the Korean Legation in the United States to the Department of States, 1883-1906, National Archives, Washington, D.C.,

引用文中、適宜句読点を施し、カタカナをひらがなに旧字体を当用漢字に直したところがある。引用文中の（ ）は引用者による。

(1) 田中直吉「朝鮮をめぐる国際葛藤的一幕」『法学志林』五五—二、一九五七年。山辺健太郎「日清天津条約について」『アジア研究』七一—二、一九六〇年。

(2) 例えば、王芸生著、長野薫・波多野乾一編訳『日支外交六十年史』(原題『六十年来中国與日本』)一巻、建設社、一九三三年、二四七、二五五頁。王信忠「中日甲午戦争之外交背景」文海出版社、台北、一九六四年、八三頁。遠山茂樹「日本近代史」一、岩波全書、一九七五年、一二三頁。崔丕「近代東北亜国際関係史研究」東北師範大学出版社、一九八七年、一一〇頁。高橋秀直『日清戦争への道』東京創元社、一九九五年、一八〇頁。王如絵「近代中日関係与朝鮮問題」人民出版社、北京、一九九九年、一八一—三頁。Fred H. Harrington, *God, Mammon, and the Japanese: Dr. Horace Allen*

- and Korean-American Relations, 1884-1905*, University of Wisconsin Press, 1966, p.38. Frederick Foo Chien, *The Opening of Korea: A Study of Chinese Diplomacy 1876-1885*, The Shoe String Press, Hamden, Conn., 1967, p.168. Chay Jong-suk, *Diplomacy of Asymmetry: Korean-American Relations to 1910*, University of Hawaii Press, 1990, pp.71-2.
- (3) 例えは、梁啓超著、張美慧訳『李鴻章』久保書店、一九八七年（原書は一九〇一年刊）、一四七―九頁。王信忠前掲書、八二―三頁。林明德『袁世凱與朝鮮』中央研究院近代史研究所、台北、一九七〇年、三八五頁。王如繪前掲書、一八一―三頁。劉玉明・馬洪喜「偶然乎？必然乎？」戚俊杰・劉玉明主編『北洋海軍研究』第二輯、天津古籍出版社、天津、二〇〇一年、一九頁以下。Ling Ming-te, "Li Hung-chang's Suzerain Policy toward Korea 1882-1894," in Samuel C. Chu and Liu Kwang-ching eds, *Li Hung-chang and China's Early Modernization*, M. E. Sharp, Armonk, 1994, pp.185-6.
- (4) 王明星『韓国近代外交与中国（一八六一―一九一〇）』中国社会科学出版社、北京、一九九八年、一七一―二頁。
- (5) その一例として、龔奇柱「中国の歴史教科書に見る甲午中日戦争」比較史・比較歴史教育研究会編『黒船と日清戦争』未來社、一九九六年、二八二―五頁。このような中国での歴史認識の問題性を扱ったものとして、並木頼寿「中国教科書の世界・日本像」（山内昌之他編『日本イメージの交錯』東京大学出版会、一九九七年）がある。
- (6) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上巻、文化資料調査会、一九六三年、一二七―八頁。漢城条約（一八八五年一月九日）、一八八五年六月九日付榎本宛井上「外文」一八巻、三四八、三三五頁。『旧韓外文』日案一、四八三、四八五、五二一、五二二文書。朝鮮総督府朝鮮史編修会『朝鮮史』第六編第四巻、朝鮮総督府、一九三八年（以下『朝鮮史』）、七七五頁。国史編纂委員会『高宗純宗実録』中、探求堂、ソウル、一九七〇年、二〇一頁。一八九四年六月四日付大島圭介宛陸

- (7) 例えば、服部之総『服部之総全集』一 日本帝國主義論』福村出版、一九七四年、七五—九頁（初出は一九四八年）。田中前掲論文、八〇頁。山辺前掲論文、二六—七頁。色川大吉『日本の歴史』二 近代国家の出發』中央公論社、一九六六年、四一九頁。中塚明『日清戦争の研究』青木書店、一九六八年、五二、八二—三頁。井上清『新版 日本の軍国主義』二卷、現代評論社、一九七五年、一五二頁。韓治勛著、平木實訳『韓国通史』学生社、一九七六年、四五三—四頁。藤原彰『日本軍事史』上巻、日本評論社、一九八七年、五一頁。森山茂徳『近代日韓關係史研究』東京大学出版会、一九八七年、一二—三頁。同『日韓併合』吉川弘文館、一九九二年、二六一—七頁。Kim Yung-chung, *Great Britain and Korea 1883-1887*, unpublished Ph.D. Dissertation, Indiana University, 1965, pp. 113-4. Harrington, *op. cit.*, p.208. George A. Lensen, *Balance of Intrigue: International Rivalry in Korea & Manchuria, 1884-1899*, University Presses of Florida, 1982, pp.29-30.
- (8) このあたりは、大澤博明『近代日本の東アジア政策と軍事』成文堂、二〇〇二年、六七頁以下を参照されたい。
- (9) 例えば、王信忠前掲書、一〇一、一一九頁。李兆銘『試論日本発動甲午戦争的手段』山東省歴史学会編『甲午戦争九十年記念論文集』齊魯書社、齊南、一九八六年、一三五頁。崔丕前掲書、一一七—八、一二—二頁。林子候『甲午戦争前中日韓關係』玉山書局、嘉義、一九九〇年、二四八、二五六頁。張振鵬『甲午戦争』戚其章・王如絵主編『甲午戦争与中国和世界—甲午戦争一〇〇周年國際學術討論會文集』人民出版社、北京、一九九五年、四四—五頁。王如絵前掲書、二〇九頁。Harrington, *op. cit.*, p.247. Melvin F. Nelson, *Korea and the Old Orders in East Asia*, Louisiana University Press, 1945, pp.172, 205-6. Hugh Borton, *Japan's Modern Century*, New York, Royal Press Co., 1955, p.167. Sryn Seung-kwon, *The Russo-Japanese Rivalry over Korea, 1876-1904*, Yuk Phub Sa, Seoul, 1981, pp.84,

88. Immanuel C. Y. Hsiu, *The Rise of Modern China*, 6th ed, Oxford University Press, 2000, p.338.

(10) Hilary Conroy, *The Japanese Seizure of Korea, 1868-1910: A Study of Realism and Idealism in International Relations*, University of Pennsylvania Press, 1960, pp.179-80, 198-203.

(11) 例えば、申国柱『近代朝鮮外交史研究』有信堂、一九六六年、二八六―七頁。朴宗根『日清戦争と朝鮮』青木書店、一九八二年、二二二頁。C. I. Eugene Kim and Kim Hang-kyo, *Korea and the Politics of Imperialism 1876-1910*, University of California Press, 1967, p.54.

尤も、朝鮮政府は清国や日本を刺戟することを避け取って日清交渉に関与しようとはせず、また、天津条約についても抗議はしなかつたことが明らかたれつる (Lee Yur-bok, *West Goes East: Paul George von Möllendorff and Great Power Imperialism in Late Yi Korea*, University of Hawaii Press, 1988, p.79)。

(12) 朝鮮史研究では、天津条約に関しつは第一・三条への言及は行つても朝鮮はとつて第二条がどのような意義を有してゐたかという点への言及はしないところに特色がある。例えば、李基白著、武田幸男他訳『韓国史新論』学生社、改訂新版、一九七九年、三二四―五頁。金景昌「甲申事変の善後処理ルール上―清日間の外交交渉始末―」韓国政治外交史学会編『甲申政変研究』平民社、ソウル、一九八五年、二六五―六頁。姜萬吉著、小川晴久訳『韓国近代史』高麗書林、一九八六年、一九一頁。崔文衡著、金成浩・斉藤勇夫訳「閔妃は誰に殺されたのか」二〇〇四年、八六―七頁。李泰鎮著、太田秀春訳「両班文化、なぜ罵倒されたのか」「東アジア認識」研究会編『日韓歴史共同研究プロジェクト 第四回シンポジウム報告書』同研究会（一橋大学糟谷憲一研究室）二〇〇三年、五〇―一頁。Bruce Cumings, *Korea's Place in the Sun: A Modern History*, W.W. Norton & Company, New York, 1997, pp.114, 119. Kenneth B. Lee, *Korea and East Asia: The Story of a Phoenix*, Praeger, Westport, 1997, pp.128, 132. 上のような研究動向は、韓国の歴史教科書に

も反映している(曹昌淳・宋連玉訳『韓国の歴史―国冠韓国高等学校歴史教科書』、明石書店、一九九七年、三三二頁)。

(23) Martina Deuchler, *Confucian Gentlemen and Barbarian Envoys: The Opening of Korea, 1875-1885*, University of Washington Press, 1977, p.214. Chay, *op. cit.*, pp.72-91. 姜在彦『朝鮮近代史』平凡社、一九八六年、七八頁。

天津条約第二条の実質化たる朝鮮軍再編成に関する先行研究は、主としてアメリカ人陸軍教師の雇用とその活動を中心に行われた(Ex, Richard P. Weinert, "The Original KMAG", *Military Review*, 45, 1965. Lew Young-ick,

"American Advisers in Korea, 1885-1894", Andrew C. Nahm ed., *The United States and Korea: American-Korean Relations, 1866-1976*, The Center for Korean Studies, Western Michigan University, 1979. do., "Yuan Shi-kai's Residency and the Korean Enlightenment Movement," *Journal of Korean Studies*, 5, 1984. Donald M. Bishop, "Shared Failure: American Military Advisors in Korea, 1888-1896," *Transactions of the Royal Asiatic Society, Korea Branch*, Vol. 58, 1983. To-Woong Chung, "The Opening of Korea and Her Military Reform in the Late Nineteenth Century," *Revue Internationale d'histoire Militaire*, 70, 1988)。

第一章 天津条約評価の変遷

第一節 同時代の日本外交認識―「一貫した平和主義」

日清戦争前の日本では、どのような日本外交理解がなされていたのであろうか。まず、明治維新以来の日本外交

認識に関する議論を見ておこう。

外省省書記生として朝鮮勤務を経験したこともある小田切万寿之助は、駐朝鮮日本公使館文書もふんだんに利用して「朝鮮」を著し、明治政府の朝鮮政策に関して一八七三年と八四年を画期として位置づける。七三年の「征韓」論以降は「我政略稍一定して爾後総て平和主義」をとる時期であるとし、江華島条約、壬午軍乱、甲申事変などへの対応にもそれが表れているとする。そして甲申事変処理を経て「我朝鮮政略は増平和に傾き實際已むを得ざるの外は努めて関係を絶ち彼等の猜疑を避けん」とするようになったと論じる。¹⁾

所謂征韓論挫折を画期とする日本の穩健な朝鮮政策像は当時広く認識されていた。対外膨張を主張する立場は、この平和主義的政策を「失策」の継統として非難していた。「中央新聞」記者であり、後に浩瀚な『日清戦争』も著す紫山川崎三郎は、七三年の征韓論の挫折を以て「進取主義」から「退嬰主義」への転換と位置づける。そして、「政府廿余年來の失策」として江華島事件、朝鮮不法課税問題（七八年）、壬午軍乱、甲申事変、防穀問題（八九—九三年）、金玉均暗殺（九四年）等に関する日本政府の対応をやり玉に挙げる。²⁾このあたりを渡辺修二郎も、「従来我が對韓政策其機宜を失ひし事啻に一二回に止まら」ないと非難する。七三年には「對韓方略俗士の文弱論の為に破られ」、江華島条約は「唯交際を幕府の旧に復」したに過ぎず、壬午軍乱時には「我れ問罪使を發して大に為す所あるべきの時期たりしに、要償の締約一部の事局を結」んだのみであり、甲申事変時は「再び時機を得たるに關らず、亦大に措置を誤り、前後の方略全からず……天津条約を以て一時の無事を粉飾」したことになる。³⁾対外膨張を志向する時、明治外交は失敗と錯誤の歴史として描かれていたのである。

以上のような議論で確認できることは、日本外交は、論者によつて多少の異同はあるものの、明治零年代（「征韓」論争、台湾出兵、⁴⁾江華島事件）が日本政府の穩健な朝鮮政策への転換点であると理解されていることである。

幕末維新期特有の現象としての征韓論は明治初年に終焉したというのが同時代人の実感であった。そして、八五年の天津条約によって穏健な朝鮮政策が確立したと捉えられていた。

天津条約は明治初年以來の一貫する明治政府の平和主義あるいは退嬰主義の確立指標として記述されていた。そして、そのような議論は、おしなべて、平和主義の内容として日清提携論の存在を指摘する。小田切は、天津条約締結以降、日本の平和主義的朝鮮政策によって清国の日本に対する「猜疑の暗雲も何時しか晴れ渡ると同時に清国の朝鮮に干渉する原因は全く露国の南侵を防遏する一事のみ」になったと論じ、こうした中、日本では日清連合（日英清連合、日英連合という形で表現されることもあるが）が唱えられていたことを示している。清国が日本の平和主義を認め、その朝鮮政策の力点をロシア警戒論に転換させたのだとする議論は、ロシア脅威論に基づく日清同盟論を日本国内で正当化する機能を担った。こうして「日清同盟して彼此相携へ以て露国を制し偏へに朝鮮を中立せしむるの必要」が論じられることになる。また、川崎も「征韓」論争以降の「退嬰主義」は、ロシア警戒論に基づき日清両国が連合して朝鮮の中立を保障するというものであり、大久保利通・木戸孝允等から始まり伊藤博文がこれを継ぎ、八五年の天津条約でその目的の一部を達成し第二次伊藤内閣の政策として継承されていると論じた。

こうした東アジアでの日清連合論は、より広い視野で見ると世界的な英露対立構造の一環をなしていた。民友社の竹越与三郎によれば、英露対立構造の下で、「英国政治家は大声疾呼、東洋の列国に警告して曰く、露国は東洋を呑まんとす。東亜の危機は迫れり。東亜は同盟せざるべからず。海軍は弊国之に当らん、陸軍は請ふ貴国之に当れと。此に於てか、英国の政論に心酔せるもの、一も二もなく相呼応して曰く、東洋の危機は迫れり。東亜列国は同盟せざるべからずと。此の如くして日清同盟論は出で来りぬ。故に日清同盟論は、また直ちに日、清、英三国同盟論となるを常とす」と。⁸⁾

更に、このような日英清同盟論は清国の朝鮮に対する宗主権主張の承認論に転化する傾向を川崎は指摘する。⁹⁾これは、朝鮮独立論からの批判となつてはね返つてきた。天津条約による朝鮮をめぐる日清協調枠組みの形成は同時に清国の朝鮮干渉の強化となつた。日本は清国の朝鮮干渉に対して表立つて対抗する姿勢を見せなかつた。清国の干渉に対抗する朝鮮内勢力の観点に立てば、清国の朝鮮干渉に対抗しない日本の姿勢は清国の朝鮮支配への共謀であり、朝鮮国を破壊する清国の同盟国として位置づけられたのである。¹⁰⁾これは、金玉均暗殺問題でも確認できる。日本に亡命した金玉均の処遇に困り彼を疎外した日本人にとって、その暗殺は「其厄払ひを喜びこそすれ、其不遇を悲しむべき所以を見ざるなり……今日まで伊藤井上二伯の行為を傍観して一言の異議なかりし新聞記者が、筆に任せて非日清同盟論を草するは恥を知らざるの甚だしきもの、強弁も強きを示す者と謂ふべし」と『郵便報知新聞』記者にして後年の衆議院議員田川大吉郎が日本国内の強硬論噴出に対する冷笑を投げかけた所以である。

いずれにせよ、「東洋全局面に対する、（日清）戦争以前に於ける日本の国論を案ずるに日本、支那、朝鮮の三国は同盟すべしとの要求、朝野の人士に依りて唱道せられたり。政治思想を有せる一般の論客は、東洋三国同盟に対しては、幾ど一人の異議者を見ざりしなり……要するに日本の国論は東洋全体の利益を標準として、其の平和及び独立を鞏固ならしめんとの旨に帰一したりしことは蓋し確乎たる事実」とまで断言する論者さえいたのである。政論に関心を有する人々の多くが日清提携論の必要性と望ましさは何らかの形で受け容れていたように、地方の教養ある人々も素朴な形でそれを受け止めていた。一八八二年生まれの生方敏郎は当時を回顧して、日清戦争前までは「支那人を悪い国民とは思つていなかつたし、まして支那に対する憎悪というものを少しも我々の心の中に抱いてはいなかつた」と述べる。屏風に描かれる人物、陶器、墨や硯等いずれも立派で上品であり、儒学は極めて身近であり、『三国志』や『水滸傳』の登場人物も馴染みの存在であつた。つまり、「私等子供の頭に、日清戦争以前に映

じた支那は、実はこの位立派な、ロマンチックな、そしてヒロイックなものであった。その時まで、私たちが見た物聞いた物で、支那に敵意を持つか支那を軽んじたものは、ただの一つもなく、支那は東洋の一大帝国として見られていた……日本人は当時支那人以上とまでは誰しも自負していなかった。ただその以下でさえなければよい、と考えていたに違いない¹³⁾と。

平和主義と表現するにせよ退嬰主義と否定的に捉えるにせよ、七六年の日朝修好条規調印から九四年の日清戦争までの約二〇年間にわたって一貫した穏健な東アジア政策が展開され、天津条約は東アジアに於ける日(英)清提携の確立指標と認識されていた事が確認できる。

それでは、以上のような天津条約理解はどのような理解に基づいていたのか、またどのような根拠で明治初年以來の一貫した平和主義的外交という理解が提示されていたのか、天津条約締結時の議論に遡ってこれを確認しておこう。

- (1) 小田切万寿之助『朝鮮』(一八九〇年)、龍溪書舎、一九九六年復刻、三二―四丁。
- (2) 川崎三郎『朝鮮革新策』博文館、一八九四年、七六―八〇頁。
- (3) 渡辺修二郎『東邦関係』奉公会、一八九四年、三―四頁。
- (4) 竹越与三郎『支那論』(民友社、一八九四年八月)は、台湾出兵以降日本の対清政策は台湾出兵以降二〇年間の対清讓歩の時期であると位置づける(同書、八二頁)。
- (5) 小田切前掲書、八六丁。
- (6) 阿川義一『亜細亞に於ける露国の形勢並朝鮮の東洋に於ける関係』有文社、一八九一年、二〇、三〇頁。

- (7) 川崎前掲書、七六一八〇頁。
 - (8) 竹越前掲書、六七頁。
 - (9) 川崎前掲書、九二一七頁。
 - (10) 『朝鮮獨立論』一八八七年。原題は“*The Independence of Corea, Japan Weekly Mail* (以下JWMに略記) Nov.12, 1887.
 - (11) 田川大吉郎『日清の将来』八尾書店、一八九四年八月、六一七頁。尤もこれは、金玉均暗殺を契機に強硬論を唱える自由党系への嘲笑であるようだ。
 - (12) 上野雄図馬『三国一変論』一八九四年八月、内田芳兵衛、二二六―七頁。
 - (13) 生方敏郎『明治大正見聞録』中公文庫、一九七八年、三四―五頁。
- 近代化の点では東アジアで一頭地を抜く存在であると自負した日本人であるが、それは心理的に完全に清国に対する優越感を抱いていた事を意味するものではなかった。『自由』新聞掲載の「韓城見聞録」(二)と題する雑報記事は当時の日本人が抱いていた東アジアの序列意識の一端を次のように示している。「全世界至る処、万人の為に擯斥せられ嘲罵せられ、愚弄せられ、唾棄せられ、遂に北米合衆国の議院をして其放逐案を通過せしめたる支那人も韓城に在りては頗る尊大にして、朝鮮人に対しては勿論、我邦人に対するも亦放恣暴横毫も憚る所なし、垢面汚衣の徒、豚尾掉一掉、自ら称して曰く吾は中国の人なりと、抑も彼等支那人は……韓人を以て奴隸視し……暴虐専恣至らざるなく……而して彼等今は其韓人に施す所のものを以て、之を我が邦人に施さんとす、然れども是れ固より粗野にしてしかも漫りに尊大なる井蛙的國民の事、請ふ且らく忍んで之を寛容せん歟、独り清人よりは奴隸視せられ、一般世人よりは齒牙にもかけられざる彼韓人よりも又同一の待遇を受けんとするに至りては実に言語道断の次第ならずや」(『自由』一八九二年七月一六日)。日本朝

鮮清三国関係の中で、清―朝鮮―日本の序列には我慢ならずとも清―日本―朝鮮の序列であるならば不満はあっても甘受できる範囲であったようである。

第二節 天津条約肯定論

1 日本国内での強い肯定論

一八八五年二月末、平和への希望を託して伊藤大使を見送るために新橋駅に集まった人々はその数「数万」ともいう。そして、天津条約調印によって平和が達成されたことで伊藤大使出迎えは華やかなものになった。帰途、神戸港から大阪に立ち寄った伊藤を接待委員総代藤田伝三郎他の経済界の面々が、五色の吹き流しや提灯で飾られた、梅田停車場に出迎えた。大阪市内は「昼は日章旗を掲げ夜は軒燈を掛け市民悉く一日の業を休みて平和結局の祝意を表」した。伊藤は神戸港を発ち四月二十八日に横浜港に到着した。横浜市街も軒毎に国旗を掲げて伊藤の安着を祝し、一行を一目見ようと多くの見物人のごった返した。新橋駅にも多数の人々が立錐の余地無く集まった。駅から皇居までの沿道は「其筋」の準備によって「各個に国旗を掲げて祝意を表」した。こうしたなか、「東京日日新聞」は「今や清韓共に交誼を旧に復し又た外に向ては一の直接に憂ふべきものなければ、もはや積日の鬱を散じ悶を遣り天下挙りて太平を祝し万歳を謳ふ事を得らるべし」と平和を満喫する気分が横溢する模様を喧伝した。¹⁾

それでは、日本政府はこのような平和をどのような平和として論じ、また、天津条約を日本の東アジア政策にどのように位置づけていたのであろうか。日本外務省の機関紙的役割を担っていると認識され横浜で発行されていた英字新聞『ジャパン・メール』（本稿で利用するのは *Japan Weekly Mail*）は、条約文が未公開の段階で、伊藤―李交渉は成功裏に終わったとして以下のように論じた。天津条約は形式的には朝鮮事件の善後処理であるが実質的

にはもつと深遠な趣旨が存在する、それは日清両国間の相互不信を解消し条約調印以降の友好関係の扉を開けたことであると。当時にあつても日清関係改善に関する非好意的批評は絶えなかつた。日清交渉の妥結に朝鮮善後処理以上の意義を認めず、天津条約は朝鮮をめぐる日清紛争の先送りにしか過ぎないとする見方であり、今次の交渉妥結によつても日清間の古傷は癒えず日清間の不和の原因はいつ如何なる時においても再発しかねないと強調するものがそれであつた。日清交渉妥結に対するこのような否定的批評に対して、『ジャバン・メール』は、日本は日本にとつて適切な同盟者の一つとして清国を選び取つたのであり、日清両国が同盟国であるという確信が伊藤と李を通じて強調されれば天津条約はその喜ばしい第一歩として歓迎されることになるだろうと述べる。³²

更に『ジャバン・メール』が繰り返し強調したことは、同条約が単なる甲申事變の事後処理策に止まらない未来志向のものであることであつた。そして条約の実質的意義は第一条の撤兵によつて日清間の軋轢の源を断つたこと、朝鮮に自衛努力を促すこと（第二条）、朝鮮に武力介入が必要な場合には相互不信に立つてではなく相互理解の上で行動すること（第三条）にあると述べる。このように天津条約の意義を示しつつ、『ジャバン・メール』は日清双方の信義の重要性を強調する。紛争を望めばそれを引き起こすことはできるし、条約をすぐに空文に帰せしめることもできる。日清両当事国が条約を遵守するつもりが無ければ如何なる約束も価値を生み出さない。このように、『ジャバン・メール』は条約運用と日清関係の将来は両国間の信義に依存するものであることに注意を喚起した。結局、天津条約を生かすも殺すも日清の相互理解にかかつていた。³³

こうして、『ジャバン・メール』は、天津条約が調印されたのは李鴻章が日本との協調関係の樹立を心底願つたからであり、他の政治家ではできないことである。また、伊藤も清国の譲歩につけ込むようなまねをせず真摯な態度で交渉に臨んだことが李の賢明な対応を引き出したのであると伊藤と李の政治的リーダーシップをたたえ、天

津条約は日清両国が密接な関係を築いてゆく保障を提供するものであると論じた。⁴⁾

東アジア居留地と欧米各国に向けて発信された『ジャパン・メール』の主張は、日本国内紙にも転載・紹介されつつ、天津条約肯定論に厚みを加えてゆく。『読売新聞』は、真に価値ある平和とは「朝鮮の将来に向つて安寧を全うし得べき十分なる望みある平和の条約」であり、「外交上の妙所は既往の損害を償ふに在らずして未来の利益を保證」することであると論じた。⁵⁾そして、こうした観点から天津条約を以下のように肯定的に評論する。第三条の出兵規定は一見すると第一条の撤兵規定の意義を減ずるかのような印象を与えるものの、現実問題としては如何なる場合にも出兵を禁ずるのは非現実的であり、第三条は是認しなければならぬ性格のものであると。⁶⁾また、政府機関紙として衆目の一致する『東京日日新聞』も第三条を以て、「實際此拳は互に黙認せざる可らざる所の者にして清国といへども如何なる事情ありとも決して朝鮮に兵を出さざるへしとは證誓すること能はざるべきを以てなり。左れば此条約を以て双方同様の位置を朝鮮に定めたるなり」と述べる。第二条を日本が発議したのは朝鮮自ら国内秩序を維持できるようにするためであり、同時に、間接的に「日本は更に朝鮮に対して決して他意なきの實跡を表」さんが為であると解説する。⁷⁾こうして『読売新聞』は、「日清平和条約は日本人の喜んで受け入れられるべきものたる敢て言を待たず。其の満足を得たる要求の箇条は斯に日本帝国の名誉を満足せしむるものなるのみならず又将来の日清両帝国の関係をして日本政府と清国李鴻章氏の本意に背かず益々親密に至らしむるの前兆として見るべきなり」と結んだ。⁸⁾

2 西洋での評価

『ジャパン・メール』が示すような天津条約の位置づけに対し諸外国ではどのような論評が行われていたのだろうか。ロシアのフランス語新聞『ジュナル・ド・サンクト・ペテルブルグ』(Journal de St. Petersburg)は、

日清両国は朝鮮を必要とあらば軍事力を以てしてでも支援するつもりであり、朝鮮に関して日清両国間に一定の了解が成立したものと信じられると論評する。⁹⁾ ドイツではシュタイン (Lorenz von Stein) がヨーロッパ有数の日刊紙にしてドイツ最有力政治新聞とされる『アルゲマイネ・ツァイツング』(Allgemeine Zeitung) に天津条約第三條が朝鮮に対する均等な宗主権 (a parity of suzerainty) を規定するものであると述べる。¹⁰⁾ 『東京日日新聞』は天津条約の意義は日清両国間の将来に向けた協調関係にあると位置づけるシュタインの議論を六回にわたり紹介し、『ジャパン・メール』はシュタインが天津条約を以て東アジア外交の新たな出発点として位置づけたことは正当な理解であると論評した。なぜなら、天津条約が日清間の協調 (entente) を確立したからであり、清国が西洋文明化の途に向かう時この日清協調は強力な同盟関係に発展してゆくだろうと期待できたからである。¹⁰⁾

同様の趣旨はイギリスの『ザ・タイムズ』(The Times) も論じた。八五年七月の『ザ・タイムズ』の天津条約に関する論評は、李鴻章がロシアに対抗して「日英清の三国の間に攻守連衡の策」を結ぶ構想を抱き、天津条約に於て対日譲歩を行い日清関係修復を図ったのであるという理解を示した。ここでは、天津条約こそが日英清三国提携策の第一歩として位置づけられる。そして、この日清関係を仲介するものとしてイギリスが位置するのである。何故ならば、欧化政策を採る日本と強大な保守勢力を抱える清国という両国の対称性が日清二国同盟を困難なものとするのみならず逆に紛争の種子となりかねなかったからである。『東京日日新聞』は三回にわたってこの『ザ・タイムズ』論説を紹介するとともに、天津条約が「驚歎賛称」されるところであると強調し抜かりなく国内向けに条約を正当化した。¹¹⁾

天津条約に関するこのような国内的国際的評価がある中で、自由民権派の中で左派に位置していた指原安三は、天津条約をめぐる日清両国の信義と協調関係の成立を淡々と記述する。つまり、伊藤―李交渉は日本が朝鮮を併吞

しようと狙っているとする清国側の「盲信」を解き東アジアの平和維持という日本の政策を了解せしめたものであり、天津条約は日清両国の信頼関係の下に成立したものに他ならない。¹²⁾

このように天津条約は朝鮮をめぐる日清協調を基礎づけるものであると評価されていた。日本は日清協調策を外交と軍事両面にわたって追求し朝鮮保全を中心として日英清三国協調策として展開してゆく。この政府政策は民間にあっても受け入れられ官民縦断的な合意が形成されるに至るのである。

3 清国内の肯定論

それでは、日本での天津条約肯定論に対して清国ではどのような議論が展開されていたのであろうか。条約交渉当事者であった李鴻章は天津条約第三条を以て第三国の朝鮮侵略を防ぐ機能を担うものであると評価し、第一条での撤兵規定によって日清間の軍事紛争の種子を解消し、第二条によって朝鮮に自国防禦体制構築を促し、以て「日清両国和好の誼を傷つくる無く、全局に裨益を有るに庶し」と論じた。¹³⁾ここでは天津条約が朝鮮をめぐる日清協調体制の出発点であった。李鴻章が述べる朝鮮侵略に日清両国が協調して対抗す可き第三国とは、具体的にはロシアを意味し¹⁴⁾、この事は清国の仮想敵の変化にも現れた。天津条約調印前の李鴻章は日本をロシアと同列の仮想敵と位置づけていた。しかし、天津条約締結以降は清国の軍事的警戒はロシアに集中し、ロシアの脅威に対抗するために日清提携論が清国内部で主張される。天津条約以降、朝鮮をめぐる日清協調枠組みが清国内部にあっても意識されていたことがわかる。のみならず、ロシア政府当局者も朝鮮に関する国際関係を日清英三国対ロシアという枠組みとして捉えていた。¹⁵⁾これは、日本の海軍政策が防禦的戦略に則りながら進展していたことや日本の対清協調策と整合的なイメージを与える。¹⁶⁾

清国でも天津条約に対する論評は出されていた。「申報」が伝える清国内の議論では、日本脅威論者は天津条約

が清国を牽制するものであり日本の朝鮮併呑に都合よいものになっていると不満を抱く。これに反して、天津条約肯定論者は朝鮮に対するロシア脅威論を強調する。興味深いのは天津条約正当化の理由づけにある。ロシアの朝鮮侵略に対しては英清二国が共同で対抗する。そうすればロシアには勝ち目はなく、日本は天津条約に背き難く、日露同盟選択を放棄し、勝利の分け前に与るために英清同盟にすり寄ってくるに違いない。これが『申報』が示した天津条約の正当化論であり、東アジアの盟主としての清国が日本と朝鮮を従属させるといふ議論である。¹⁷日本にとって必要なことは清国との友好関係を維持することであり、これによって「外国はあえて日本を軽視せず」日本の安全は保たれると論じる『申報』の物言いは中華の属国に対するそれと違わなかった。¹⁸

面白いことは、清国内の天津条約不満派の声を重視する日本の日清提携論者の議論が『申報』的物言いを肯定するものであったことである。明治以来一貫して日清関係が悪化していると捉えた藤野房次郎は、八六年の長崎事件に影響を受けつつ、天津条約も「清国の古来朝鮮に対する権利を防殺したるものなれば清国は之れが為めに大に憤激を抱き怨恨を生じ兩國侮疑の情是に於てか極る」と述べる。こうした兩國関係の悪化を友好関係に逆転させる方法として明治天皇と光緒帝会見を提案する。誠にユニークな議論を展開する藤野は、この両帝会見を日本が提案し日本が清国に親睦を求めるべきであるとする。何故ならば、「西洋国の禍を受くると受けざるとは……実は支那と親むと親まざるとに依て西洋国の禍を免る、を得ると得ざるとの結果を生ずる」と考えたからである。¹⁹日本国内で日本の安全保障は清国に依存しているとする議論があったことは、『申報』が唱えるような議論の「正しさ」を清国側に確信させたであろう。もし、両帝会合提案が仮になされたならば、おそらく明治天皇の北京訪問となり、清国はこれを日本の新たな朝貢と位置づけて大歓迎したであろう。長崎事件が玄洋社のナショナリズムのみならず藤野のような対清依存論をも生み出したとすれば極めて興味深い。

日本国内で対清依存論が論じられるようになった程清国の威信は高まっていた。イギリスから見ても一〇年前には東アジア国際政治に於いて歯牙にもかけなかった清国が一大強国として立ち現れ、イギリスにとって清国との同盟は死活的利益であるとしてまで位置づける議論も提示されてくる。その結果、八七年に『ザ・タイムズ』は、天津条約が「支那に朝鮮の主宰権を与へたのだとする議論を展開するに至った」²⁰。『申報』に見るような天津条約に対する肯定的評価がどの程度清国政府の評価を反映したものなのかは、にわかには判断できない。しかし、天津条約批准後、総理衙門王大臣らは日本が朝鮮を清国の手に委ねたのであると述べた²¹ことに鑑みれば、『申報』の天津条約肯定論は相当程度清国政府内の見解を反映していたと見て差し支えないであろう。これは、イギリスが朝鮮巨文島占領に際して清国の同意を取り付けようとしたことが大きな影響を与えたと考えられる。イギリスが朝鮮は清国の属国であると承認したのだという捉え方に沿って清国が天津条約の再解釈を行い、ロシア脅威論からする朝鮮に関する英清利害の共通性が『ザ・タイムズ』をして清国的天津条約再解釈を後押ししたわけである。このような理解は巨文島撤退過程で更に強化されてゆく。天津条約に関する八五年と八七年段階の『ザ・タイムズ』の論じ方の違いは、こうした清国盟主論の見解が浸透した結果を反映したものと見える。

4 日本国内の天津条約拒否論

ところで、日本国内にあつても少数ながら天津条約に強い不満を抱く勢力が存在した。伊藤大使を新橋駅に迎えた平和を歓迎する多くの人々に紛れて、伊藤等を爆殺せんとする四名の者が潜んでいた。幸いにも爆弾は投ぜられずに済んだが、「爆裂党」とも「虚無党」とも政府側が名付けた一味は一―二〇〇名規模で存在し、伊藤、井上馨、松方正義、品川弥二郎といった政治家や、渋沢栄一、益田孝といった実業家を暗殺の標的としつつ、日清交渉が始まる前には清国公使館を爆破する計画も有していたという。この過激派は、旧自由党の大井憲太郎に期待を寄

せていた。そして、日本に亡命した金玉均を支援する者の中には、天津条約によって日清両国軍が撤兵するのを待つて武力蜂起を目論み、そのためにこの「爆裂党」を利用しようとしていた。²²

甲申事変による日清戦争を契機として国内改革を意図した旧自由党系左派勢力にとつて、天津条約は「頗る凶報」以外の何物でもなかったが、それでも彼等は諦めなかった。こうして、改めて国際紛争を引き起こして国内改造を図るといふ大阪事件が企てられる。このグループの一員であつた福田（景山）英子は、天津条約に対する不満を日本政府の軟弱外交として書き留めている。福田は「我が当局者の軟弱無力にして、内は民衆を抑圧するにもかかわらず、外に対しては卑屈これ事とし、国家の恥辱を賭して、偏に一時の榮華を銜い、百事の患いを遺して、唯一身の苟安を冀ふに汲々たる有様」と述べ、日清交渉は「その談判は果して、儂ら人民を満足せしむる結果を得しや……その結果たる不充分にして、外国人も私かに日本政府の微弱無氣力なるを嘆せしとか聞く……ああこの國辱を雪がんと欲するの烈士、三千七百万中一人も非ざる乎」と悲憤慷慨の様を記して大阪事件に至る背景の一端を書き残している。²³

大阪事件に関与した勢力は日清提携論を有りうべからざるものと見なしていた。新井章吾は、「日支両国は唇齒の關係を有する國であれば互に交りを深うし共に欧州の侵略主義に当らざる可らざる」とする主張に対し、「抑々唇齒の國と申すは利害相伴ひ主義相同じき國を指して云ふべきものなり。然るに支那は自尊主義を執り日本は社会主義^マを執り此両主義の相容れざることは恰も水火の如く到底相和することの出来ぬものなり。去れば日本より申せば欧米は同主義の國であれば欧米こそ唇齒の關係を有して居るなれ。支那とは早晚破裂せざる可らざる關係を有し居るものといふべく……斯くの如きの關係あるにも拘はらず猶ほ日支両国は唇齒の國なり共に相親むべしと云ふは即ち一時の安を儉まんとして百年の大計を忘れたるもの」であると日清提携論を痛烈に攻撃した。²⁴

このような事情を反映して『自由党史』は天津条約を以て日本の「譲歩の甚しきを慨し毫も我損害辱を償はず、徒らに清廷が韓廷に干渉せる実跡を黙過し、根本に之れを匡正する能はざりしを論じ、為に禍胎を他日に胎したるを遺憾とせざる莫し」と記述することになる。

また、日本盟主論的観点からも天津条約は拒否すべき対象であった。「支那は果して東洋の盟主たるべき乎、日本は果して東洋の盟主たるべき乎。盟主の位置を定めて以て欧州強国に対峙する」ことを願望した川崎（北村）三郎は、退嬰守旧の清国の下では東アジアの振興は不可能であり、進取主義を採る日本こそが東洋の盟主にふさわしく、日本が朝鮮を支配し清国の富源を開発しこれを利用して初めてロシアの侵略策に対抗できるような主張する。²⁶ 東アジアに於ける盟主の位置をまず日清両国で争いその決着をつけなければ将来の展望が開けないと考える川崎（北村）にとつて、当時の日清同盟論は「亡国に同じ朝鮮を以て助けべしと為し腐敗自ら振はざるの清国を以て我同盟と為す」ものであり、東洋盟主の座を好んで清国に譲り渡すに等しかった。²⁷ こうして川崎（北村）は、最終目的を達成するための手段としてロシアとの同盟論を唱えることになる。

しかし、このような日本盟主論はあまり影響力を有していなかったようである。この後、川崎（北村）にあつても事実としての清国盟主状況から眼を背けることは難しくなった。八五年以降、清国は「国内和平となり、益々武を奮ひ、文を修め、宇内に対峙して東洋に雄を称する」に至り、「独り宇内の大商業国たり、大農業国たるに止らず、現今尚ほ幼稚なるも将来に於ては蓋し將に世界の一大工業国と為んとするの勢」²⁸ があった。北村は、清国が鉄道敷設を進めれば政治・経済・軍事上多大の利益となり、「強国の実を顕」わし、「支那の一国を以て欧州列国に敵するに足る」ものとなろうと論じることになる。

また、尾崎行雄は、明治一〇年代後半から際立った強清硬論者として知られた。八四年晩秋、「是非共支那と連

結し、それに英吉利を加へて三国同盟を結ばなければならぬと云ふ」当時の「輿論」に敢然と挑戦し、尾崎は「支那は是非共征伐しなければならぬ、好し同盟をなすにしても、一度是を征伐してからの後でなければ、決して結ばるるものではない」という日本盟主論を提示した。しかし尾崎はこれによつて「大いに笑はれ」、「恐らくは日本全国的笑ひを受け」た。²⁹この尾崎の発言は多少の時期的混乱が見られるが、大隈重信が甲申事變期に「尾崎行雄杯は狂せるが如し」と評したように、最もわかりやすい日本盟主論が日英清同盟を支持する世論によつて冷笑を以て迎へられ相手にされなかつた時期が確かに存在したことを確認できればよい。³⁰大アジア主義に走つた黒龍会が天津条約を「その国民の満足を買ふに足らざるや云ふまでもなく、僅に将来に対し、支那が朝鮮に出兵する場合我が国が之に干渉し得る發言権を得たのみで止んだのである」と記述するところにも、日本盟主論からする天津条約と日清同盟論への反映が反映していると見ていいだろう。

以上を合わせて考えてみると、日本国内で天津条約に不満を抱いていたのは対清優位・日本盟主論を主張する勢力であり、大部分の勢力は官民を問わず積極的あるいは消極的にせよ天津条約を支持していたと捉えることができる。日清提携を志向する政府の東アジア政策を反映して、明治初年以來の穩健な政策の繼續という日本外交（史）理解が育まれたわけである。

- (1) 「遣清大使の發途」(雜報) 『東京日日新聞』一八八五年三月一日。「大使一行出發」(雜報) 『東京横浜毎日新聞』一八八五年三月二日。「大使御帰着御待受の用意」(雜報)、『大使横浜御着』(雜報)、『伊藤大使御着京』(雜報)、『大使御着坂の模様』(雜報) 『東京日日新聞』一八八五年四月二七日、二八日、二九日、三〇日。「大使帰朝」 『東京日日新聞』一八八五年四月二八日。

- (2) "Japan and China", *JWM*, Apr.25, 1885.
- (3) "The Tientsin Treaty of April 19th 1885", *JWM*, May 2, 1885.
- (4) "The Korean Imbroiglio of 1884, and the Consequent Negotiations with China," *JWM*, May 16, 1885.
- (5) 「日清の平和は如何なる平和乎」『読売新聞』一八八五年四月一九日。
- (6) (8) 「日清談判の始末」(七)『読売新聞』一八八五年五月三〇日。
- (7) 「天津談判始末」(二)(雜報)『東京日日新聞』一八八五年五月一七日。
- (9) FO262/433, Grosvenor to Salisbury, No.304, Sept.19, 1885.
- (10) 「スタイン氏天津条約論」『東京日日新聞』(一)——(六)一八八五年一〇月一〇——一六日。"Dr. von Stein's views on Oriental Politics", *JWM*, Jan.9, 1886.
- (11) 「十八年日清条約に就て」伊藤博文編『秘書類纂 朝鮮交渉資料』上巻、秘書類纂刊行会、一九三六年、六八八—九頁。
「日清条約」(一)——(三)『東京日日新聞』一八八五年一〇月七—九日。一八八五年七月二八日『ザ・タイムズ』掲載の天津条約に関する記事の全訳文は、『外国新聞に見る日本』(国際ニュース事典出版委員会・毎日コミュニケーションズ編、毎日コミュニケーションズ、一九九〇年)二巻、三三三—三六頁。
- (12) 指原安三『明治政史』上編(富山房、一八九二年)、吉野作造編『明治文化全集』二巻、日本評論社、一九二八年復刻、四七三頁。
- (13) 王芸生前掲書、第一巻、三六〇、三六二頁。
- (14) T. F. Ts'ang, "Sino-Japanese Diplomatic Relations 1870-1894", *The Chinese Social and Political Science Review*, Vol.17, No.1, 1933, pp.87, 106.

- (15) 潘向明「論甲午戦争前十年間清朝の国防戦略失誤―兼論北洋海軍停止發展原因」揚念群主編『甲午百年祭―多元視野下的中日戦争』知識出版社、北京、一九九五年、一〇二、一二一―五、一二〇―一頁。ロシア政府当局者の見方は、佐々木揚編訳『一九世紀末におけるロシアと中国』東京外語大学 アジア・アフリカ言語文化研究所、一九九三年、三〇頁。
- ところが、潘の議論では、日清協調策の存在自体はあっさり否定されてしまい、対日仮想敵視の放棄は失策でありこの事が北洋艦隊の停滞を招き日清戦争敗北に繋がったのだと非難する（一一七頁）。ちなみに、ロシア脅威論の重視が野心を包蔵する日本を軽視することとなり敗戦に繋がったのであるとし、日清協調の存在を正面から受け止めようとならないのが中国での論調のようである。例えば、劉学照「論李鴻章和伊藤博文三次会晤」前掲『甲午戦争与近代中国和世界』三九二頁。
- (16) 大澤前掲書八三頁以下を参照されたい。
- (17) 「朝鮮がロシアを大いに脅威とするを論ず」『申報』一八八六年八月二二日（光緒十二年七月二三日）、前掲『外国新聞にみる日本』二巻、三五二―三頁。
- (18) 「客人と近年の中日情勢を語る」『申報』一八八六年一月二三日（光緒十二年一月二八日）、同右二巻、三五五―六頁。
- (19) 藤野房次郎『東洋之安危』集成社、一八八七年、八一、九二、一〇〇―一、一三八頁。
- (20) "The Place of China in British Politics", *JWM*, May 14, 1887. 大橋素六郎『欧州大勢論』長尾景弼、一八八九年、二五二頁（本書は' Charles Dilke, *The Present Position of European Politics*, 1887. の抄訳であり、山県有朋の序を付している）。「天津条約に関する倫敦タイムズの誤謬」『読売新聞』一八八七年一月一日。
- (21) FO262/433, O'Connor to Salisbury, No.332, July 2, 1885.

- (22) 一八八五年五月二日付品川弥二郎宛古沢滋『品川弥二郎関係文書』(尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編集委員会編、山川出版社、二〇〇三年) 六卷、三三六―七頁。国立国会図書館憲政資料室蔵「井上馨関係文書」六五五―四。
- (23) 福田英子『妾の半生涯』岩波文庫、改版、一九八三年、二八、三三―四頁。
- (24) 浪華新聞号外『国事犯事件 公判傍聴筆記』浪華新聞社、一八八七年、一〇二頁。
- (25) 遠山茂樹他校訂『自由党史』(一九一〇年)、下巻、岩波文庫、一九五八年復刻、一三二―三頁。
- (26) 北村(川崎)三郎『東洋策』尚武社、一八八八年、一七五―六頁。
- (27) 同右、二六頁。
- (28) 北村(川崎)三郎『新撰支那国史』第三巻、博文館、一八九二年、四六九、五三五、五三七―八頁。
- (29) 『東洋の大計』(一八九四年一二月)、尾崎行雄『尾崎聖堂全集』第四巻、公論社、一九五五年、六四三頁。
- (30) 『秘書類纂 朝鮮交渉資料』中巻、五〇頁。
- (31) 日本が東洋盟主の位置に立たない限り日清同盟は有害であるとする見解は、この後も間欠的に表明される。こうした論者の一人に旧自由党系政治家河島淳がいた。河島の唱える日本盟主論とその為の日清戦争論に対して、日・英・清提携論に立つ『国民之友』は無謀の戦争を開こうとする「随分危険なる思想」であり「寢言」でしかないと酷評している(大澤博明「民友社の朝鮮政策論」『法学雑誌』四二―四、一九九六年、二一〇―一頁)。
- (32) 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』上巻(一九三三年)、原書房、一九六六年復刻、八六頁。同様の評価は、井上右『興亜風雲譚』(一九四二年)、大空社、一九九四年復刻、四五頁。

第三節 天津条約批判論

1 対清協調とナシヨナリズム

一八八五年以降の日本の東アジア政策の展開にとって重要な意味を持ったのは、天津条約に対する強い肯定論と否定論の中間地帯に位置した消極的肯定論を中心とした諸論の動向であると考えられる。天津条約を受け容れつても条約理念と実態との乖離に対する批判的議論がその一類型である。

ナシヨナリズムを掲げる新聞『日本』も、当該期の一般的日本外交理解を示す。日本外交の時期区分に関しては、「朝鮮国に対する政略は屢々変じたり。然れども朝鮮に対する国是は明治初年征韓論の失敗以来殆んど一定したるものと云ふて可なり。而して我輩は夫の天津条約を以て最後の決定と見做すべし」と述べ、七三年以降平和主義的東アジア政策が継続し八五年の天津条約でそれが確立したという認識を示す。そして、天津条約は、日本が「清国と共に朝鮮の独立を認め朝鮮に対し清国と共に平等の権利を有したるの始めなり。然らば此の条約以来は我国が朝鮮に対する国是の一定せし端緒と云ふを得べきなり。我が国是は朝鮮を以て明に独立中立の地と為し、永く他邦の侵圧を禦ぐに在るや疑ふべからず」と天津条約の意義と目的を論じる。²⁾

このようなあるべき天津条約論は、当然の事ながら、条約理念に照らして明治政府の朝鮮政策を評価する態度を導き出す。『日本』によれば、条約の理念と条約運用実態は大きく乖離していた。明治政府の朝鮮政策は「冷淡を極め、其存亡安危を以て毫も意に介せざるが如きの状あり。為めに朝鮮をして我に依頼するの念を絶たしむるに至れり」と嘆かわしい状況にあると判断された。²⁾のみならず、数百名の兵士を商人に扮装させて漢城に送り込んだ清国の天津条約違反行為に対して日本政府は厳正に対応することもなかった。『日本』はその理由を以下のように推

測する。日清両国は「唇齒の国なり、輔車の邦なり、相頼りて以て東海の平和を保つ可し、故に能ふだけは忍容含受し、以て清国の感觸を害はざらんことを要す」という明治政府の意向がこうした姿勢を生み出しているのであると⁵⁾。

『日本』にとってこのような事態を放置しておくことは、天津条約で規定した日清対等性を掘崩すのみならず、清国中心の東アジア秩序を承認することを意味した。清国中心の東アジア秩序を『字林滬報』は以下のように述べる。「中国は亜細亜第一の大国にして兵力を以て露国を拒くに足る」。ロシアが朝鮮侵略を実行しない理由は、朝鮮が「中国の属邦」でありロシアの侵略に清国が対抗するからである。逆に、ロシアから見て「戒備なく攻取り易きものは惟日本一邦のみ」となる。「強大の名ありと雖も未だ弱小の実」を免れない日本にとっての良策は「惟中朝に親附する」しかない。日本が琉球・朝鮮事件の非を悔いて辞を低くして清国に親和を求めて来ればそこで初めて「亜細亞洲を連合して一氣を為」す事ができると⁶⁾。また、『申報』も、清国は日本から支援を受ける必要はない、逆に日本は清国からの援助がなければ安全を確保できないと論じ、「興亜」とは清国中心の東アジア秩序に日本が自発的に参入することであるとの主張を明示する⁷⁾。

清国側からも日清提携論が主張されていた。しかし、それは日清対等性に基づくものではなく、露骨に清国中心の東アジア秩序を日本が進んで承認することを求めるものであった。このような清国中心主義からする物言いは、清国の朝鮮に対する無限定的な内政干渉と天津条約違反行為にも反映していた。そしてこれを見遇ごす明治政府の対応は天津条約以降の退嬰策であるとして強い批判を浴びることになる。対外硬運動の一翼を担う時期の『日本』は、以下のように論じる⁸⁾。

蓋し政府の清国に対し彼が如き退讓政策を採り来るもの亦聊か説なきに非ず。朝鮮の無事と東洋の平和とは緊

りて日清兩國の和協如何に在り。故に我毎に清國に數歩を退讓するものは、一は以て朝鮮の無事を保し、東洋の平和を維ぎ、一は以て協和の誼を漸進して将来日清兩國の攻守同盟を形成せんと欲するが為めなりといふ。

此說一理なきには非ず。然れども是れ欧米の各國を視るの眼孔を以て清國を觀視するものにして、其見の謬妄なる、其手段の迂闊なる、会々和協を欲して和協を破り、同盟を期して同盟に遠ざかりつゝ、あることを睨らず、其迂愚笑ふ可きも其後患恐る可きものあり

日本が徒に對清讓歩を繰り返すことは、清國に誤ったシグナルを与えその「傲慢自尊」を増長させ、日本國民の對清感情を悪化させてしまう。故に、日清同盟を期するには、「彼（清國）をして（日本に對する）畏敬心を喚発」させるしかない。こうして『日本』は、「朝鮮の無事乃至東洋の平和」は清國単独では維持不能であり日本との協力があつて初めて可能となることを理解せしめること、そのためには、日本の正当な權利利益は「一歩も仮借するなく、強硬の手段」を採用し、以て「真誠の協和」と「鞏固の同盟」を図るべきであると主張した。

對等な立場で東アジア秩序を担う日清同盟を形成するには、日本が一方的に讓歩する手法では不可能でありまた不都合でもあるという認識は對外硬運動に広がってゆく。民友社の垣田純朗は、清國中心の東アジア秩序下の日本外交を以下のように批判する。

俗論遂に風を為し、己を屈するも、國民の体面を損するも、人民の利益を害するも、清國と相争はざらんとするの傾向を生ず。而して莊言高論之を弁じて曰く、東洋事あらば、清國の外恃むべきものなからんと。吾人は伊藤伯を以て、此政策に責任なしと云ふを得ざる也。斯の如くにして、朝鮮に於ける清國の暴慢無礼なる挙動は、傍觀せられたり。此の如くして、天津定約は締結せられたり。此の如くして、我は朝鮮半島に全く勢力を失墜したり。此の如くして清國の兵士は、我が国内に暴動せり。而して我は殆んど啞者の如くに黙々焉として、

口を開けば清国を怒らせんことを恐るゝもの、如し。曰く清国との和親を害する勿れ、東洋同盟を忘るべからずと。愚かなる哉、日清同盟論者よ。⁷⁾

更に、垣田は、「我政治家は欧米の政府に譲るよりも、多く支那政府に譲れり。而して支那政府が、我国を軽蔑するは、欧米政府よりも甚だし」と述べ、日本が求める日清同盟は現状では実現不可能であると論じる。何故ならば、この日清同盟論ではロシアの朝鮮南下策こそ警戒しなければならぬのに、清国がロシアを警戒せずに「却つて我に対して、全力を尽くして、嫉争妬憤を逞せんと欲」しているからである。このような認識に立つて垣田は日本の好意に暴慢無礼を以てする清国に対して「退讓自屈の政策を維持して、以て其和親を求めざるべからざる乎」と疑問を呈するのであった。⁸⁾ 垣田は、個人の交際同様、国家間の外交も「交情を温め、相互の尊敬を致す」には、「初めより相手の恩恵に依頼して、以て円滑を図らん」とするが如き明治政府の手法では日清協調は達成できないとし、逆に「相争うの決心ありて、彼我の交、初めて円滑なるを得」と主張した。⁹⁾

日英清同盟論は、ロシアの朝鮮侵略に対抗し以て東アジアの平和を維持することを最大の目的としていた。この目的の枠内で清国が属邦主義を名目に朝鮮内政に干渉していると好意的に捉える議論も存在した。しかし、清国は朝鮮干渉を繰り返しながらも、内政改良を通じた朝鮮の富強策の推進にその影響力を用いることはなかった。当時の民間での日清同盟論議でも朝鮮弊政は往々にして論及されるところであり、こうした清国の朝鮮干渉は手段としての干渉が本来の目的を越えて干渉自体を自己目的化しているかのように見えた。この意味で、日本の対清同盟論の消長は、朝鮮の弊政改革と経済開発をめぐる日本・朝鮮・清三国相互利益の発見、そしてその実現と増進にかかっていたと言ふことができる。¹⁰⁾

このような日清提携を前提とする天津条約批判論と趣を異にしたのが、自由党内部に見るような反天津条約論で

あつた。ここでは、天津条約は「朝鮮に於ける我国自衛の兵を徹して清国の干渉の勢を長じたるに過ぎず、是れ對韓政略に於ける我国の一大失策なり」と斬つて棄てられる。また、この反天津条約論は、「唯だ清国との好和のみを以て東洋政略の骨髓と為す可らず」と論じ、更に進んで日英清同盟論を否定する。その理由は、東洋での英露對立は、英清両国の利害の共通性から英清同盟と露の對抗として現れるが、日英間の利害は共通しないからであるとする。日英清同盟論者はロシアを「東洋平和の破壊者」と位置づけて同盟を正当化していた。これに對して反天津条約論者は、以下のように主張する。ロシアが平和の破壊者であるならば、イギリスは日本の不平等条約改正要求を撥ねつけてきたように「東洋自由の破壊者」である。この点で、日英清同盟の固定化には理由が無い。寧ろ、日本の個別利益の最大化の為には英清、露両陣營の對立關係を利用するべきであると。¹¹

日英清同盟論への態度は、これを肯定するもの、理念を肯定しながらも實態を批判するもの、否定的態度をとるもの、というように分岐が顕在化してゆく。こうした霧困氣を反映して、日本には同盟策を云々するほどの實力が備わつておらず、充分な實力を欠いたまま同盟を図ることは、同盟への從屬的参加にならざるを得ず日本の利益にはならないと屢々論じられることになる。

日本国内での各種の同盟策論から距離を置くこうした立場から一つの近未来政治小説が誕生した。英清同盟とロシアとの朝鮮をめぐる開戦に際して、日本は從屬的に英清同盟に参加するものの利益は得られず、朝鮮分割の利益を得んが為に三国同盟から離脱し局外中立宣言を行い間接的にロシアに与する。しかし、英清同盟の對日開戦論に脅かされた日本はロシアに支援を求めその結果千島列島をロシアに讓渡する代償を支払う羽目に陥る。これは、吉野作造が明治政治小説の白眉と評した鉄腸末広重恭『政治小説 明治四十年の日本』が描き出す日本外交の混乱である。¹² 本書は末広の考えのみならず当時の對外政策論のあり方を反映していた。ここから、この段階の日本の戦艦

導入を中心とする海軍拡張の二面性を読みとることができ、対外的膨張を志向するには海軍拡張は不可欠であったが、日英清「同盟」の安定化のためにも日本は戦艦を導入して漸進的に海軍力を増強する必要がある。日本の海軍拡張は、天津条約以降、日英清提携を前提とした防禦主義的海軍整備を先ず行つたが、日英清提携をより安定させるためにも一万吨級の戦艦導入を必要とする段階に至つていたのである。

2 天津条約否定論の浮上

さて、対外硬運動は朝鮮をめぐる対等な日清関係の現実を求めるものが主流であつたと思われる。しかし、その内部では、日本の対外的膨張の障害物として、日清対等性と日清同盟を理念に掲げる、天津条約を否定する議論を浮上させることになる。

資本と労働力と増加する人口が示す国民の活動力は、最早日本国内から溢れ出て海外にその行き先を求めていると強調する竹越は、「大なる日本」建設の「当面最大の妨害者は実に清国也」と断言した¹³。そして、通商、出稼ぎ労働、朝鮮をめぐる政治的影響力など、日清両国の利害関係はゼロサム・ゲームの関係にあり到底両立不可能であると論じ、清国中心の東アジア秩序打破論を主張してゆくことになる。竹越は、日清同盟は「損は多く、益は毫も来たらざる」ものであり、「徒らに清国を肥すの愚」策でしかなかつたと論じる。日英清同盟は「徒らに清国を大ならしめて、東洋霸王の権を取つて、之を彼に与ふるもの」と批判した竹越はその理由を以下のように説明する。

日英あるいは日清関係よりも、英清関係の方が政治・軍事・通商的にずっと深い結びつきを有しており、このため、日英清三国同盟論は英清を基軸とし日本を従属的に位置づけるものとして機能するからである¹⁴。このような東アジア国際政治構造の主要な支柱が天津条約に他ならなかつた。天津条約という最大の「退讓」を行つた以降日清同盟論は強化され、その結果清国を「驕傲ならしめ、如何に我を侮慢せしめ、如何に世界をして東洋霸王の名を清国に

与へ」しめるに至ったかと論じる竹越は、清国中心の東アジア秩序に憎悪の念を向ける。竹越にとって「日清同盟論」や「東亜の平和」とは、「大なる日本」を犠牲」とし「日本国民の光栄と利益とを損辱」させる以外の何物でもなく、日本が東亜の平和を望むことは清国に対して「降服」することを意味した。¹⁷ この意味で、日清戦争は忌むべき東アジア秩序を打破する絶好の機会であったのである。

- (1) 「朝鮮瑣談」(二) 『日本』一八九一年三月二三日、『陸羯南全集』(西田長寿、植手通有編、みすず書房、一九六八—八五年) 三卷、八八—九頁。
- (2) 「朝鮮の危急」『日本』一八九〇年二月二三日、同右、二卷、四二三頁。
- (3) 「日清時宜」『日本』一八九三年五月二二日、同右、四卷、一一二—一三頁。
- (4) 「字林滬報の社説」(雑報) 『日本』一八九〇年九月八日。
- (5) 「興亜説」『申報』一八九〇年八月二日、前掲『外国新聞にみる日本』二卷、四三〇—一頁。
- (6) 以下は、「天職を省よ」『日本』一八九四年四月九日、『陸羯南全集』四卷、四六七—八頁。
- (7) 垣田純朗『自主的外交』民友社、一八九四年五月、三〇—一頁。
- (8) 垣田同右、三三頁。
- (9) 垣田同右、三五—六頁。
- (10) 末広重恭『東亜の大勢』青木嵩山堂、一八九三年、一七八—八二頁。
- (11) 「対韓政略」(党論) 『自由党党報』(文献資料刊行会編、柏書房、一九七九年) 三七号、一八九三年。
- (12) 末広重恭『政治小説 明治四十年の日本』前篇後篇、青木嵩山堂、一八九三年。ちなみに本書は、*Japan in 1907: A*

Political Novel として英字新聞でも紹介されている (JWM, Sept. 2, 1893)。

(13) 竹越与三郎『支那論』三一頁。

(14) 竹越同右、七四頁。

(15) 竹越同右、七七頁。

また、日清戦争を契機に、徳富蘇峰も「英人の所謂る東洋政略は、英国の利益に、清国を犠牲とし、清国の利益に、日本を犠牲とするの政略たりしのみ。彼等は清国に重きを置きしと云ふよりも、寧ろ日本を軽しめたるのみ」と日英清同盟論を攻撃している(徳富蘇峰『大日本膨張論』一八九四年一二月、『明治文学全集三四 徳富蘇峰集』筑摩書房、一九七四年、二六八頁)。

(16) 竹越『支那論』七八頁以下。

(17) 竹越同右、六四―五頁。

第四節 日本外交像に関する大陸膨張の影響

1 「一貫した侵略的日本外交」像の浮上と固定化

生方敏郎は日清戦争が何故に起こったのか当時の人々は理解に苦しんだと回顧している。¹⁾ 開戦前に日本の朝野を通じて抱かれていた日清提携論の存在に鑑みれば、おそらく、生方が述べるところに誇張はない。近衛師団に勤務していた青年将校石光真清陸軍中尉ですら、清国に対する宣戦布告に「実のところ私たち青年将校も顔色を変えて驚いたのである……東洋一の大国である清国に戦いを宣して容易に勝てる確信はなかった」²⁾ からである。政府の対清協調策が継続しており、民間でも日清提携論が唱えられ、軍事力の面から見ても戦争に自信が持てない状態であつ

たとするならば、何故に日本が清国と戦争を始めたのかを一般の人々が理解するのは困難というより不可能であったと云うべきであろう。

日清戦争後にあつても、日本国内では開戦経緯に関する分りづらさが意識され続けていた。天祐侠の一員として所謂の東学党に同情を寄せた天眼鈴木力は、以下のように伊藤内閣による開戦を批判する。「苟も戦を開かむには必ず我人共に納得のつく可き切々深々の事情を具えざる可からず。若し夫れ否らずして平素に在ては茫茫乎として拱手して何の施す所なく、一旦の機に促されて輒ち血を流して其主張を貫くと謂ふ有る乎……敢て問ふ開戦に先ちて我国は如何なる国策が有りしぞ。如何なる心尽しをか示せしぞ」。「日本たる者平素老清の爲る所だも企及し得ざりし也。而して一朝兵を挙げて朝鮮の独立を保護すと称す豈夫れ段落暴急にして情誼接続せざる仕打ならずや」。「外交の方針、終始蝸牛的退嬰の主義に存して、競々として事端を湮滅するに惟れ務め、軍艦商船の衝突事件に於いてすら、敢えて強国の顔を犯して我正当の権利を主張する氣力無かりし伊藤内閣が、国际上最大最危の事端、即ち戦争をば、一朝清国に対して奮て断行せしこと、不釣合至極の振舞」であると。³

事程左様に、日本で日清開戦経緯が一般の人々に理解しづらかつたわけであり、外国では一層理解困難なものであつたに違いない。

日清戦争開戦経緯の理解は、日本の日清共同朝鮮内政改革提起をどのよう理解するかによつて違つたものとなつた。日清交渉の論点は、朝鮮からの撤兵と共同改革を一括して協議して処理するか、それとも両者を切り離すかであつた。清国が共同改革を受け容れればその第一議題を撤兵協議とするという日本側対案に対し、清国は撤兵しない限り共同改革協議には応じられないという立場を崩さなかつた。そして清国は、交渉争点を撤兵問題に限定して諸外国に対し清国の正当性と日本の不当性を訴えた。こうした清国の宣伝を受けて『ザ・タイムズ』は、清国は平

和維持勢力であり同時撤兵を拒否する日本こそが確信的平和破壊勢力なのだという理解を広めてゆく。³

これに対し、日本は、一八八五年の天津条約は朝鮮を日清共同保護の下に置いたに等しいものであり、天津条約の精神と日清共同朝鮮内政改革は矛盾するものではなく、むしろ日英清三国の共同利益を強化するものに他ならないことを力説した。³ 日本では、日清共同朝鮮内政改革に関する日清交渉の決裂が戦争原因であることは宣戦詔勅を始めてして夙に強調される所であった。伊藤首相は、九四年一〇月、貴族院で「今回の事の如き日清協同事に従ひ天津条約の精神に依り共に同一の地位に立ち隣邦の孤弱を拯ひ東洋の平和を維持するの責任を兩國間に分たんと欲」したにもかかわらず、清国がこれを拒否した故に戦争になったのであると演説した。⁵

しかし、清国はもとより清居留地刊行の新聞等も以上のような主張を肯んじなかった。朝鮮での撤兵と共同改革論が争点となるや『申報』は、朝鮮での紛争の遠因は天津条約にあると論じ条約締結は清国の失策であったとする見解を提示し始める。⁷ これに加えて、日清戦争は日本の長年にわたる計略に外ならないという論が噴出する。日清兩國事情に精通するという或る西洋の人物は、開戦は「多年日本の深思熟慮したる結果にして、日本は既に十分の準備を整へて着手したるものなり、其銳意全力を尽くして軍務の改進を図りたるものは、他なし、唯数千年來の國敵たる支那に向ふて一大打撃を加へんと欲するの一事に由るのみ、今や漸く其勢力の支那に超越するを感識せり、乃ち多年の企画を實行せる所以なり」と述べた⁸という。また、『申報』も同様の認識を示す。日本は「中国の地を図るが為」に「十年の間意を極めて經營」したのに対し「中国漠然として知る処なく晏然として備ふる所なきなり」と述べ、天津条約以降の日本の蓄謀を見破れなかったと論じる。こうして西洋並びに清国では日清開戦を以て「永く支那の地を図り朝鮮の國を覬ふの結果」⁹として捉える考えが定着してゆく。このような見解が定着してゆくのはそれなりの下地があった。一八八〇年代半ば、東アジアで発刊される英字新聞の中には、生意気で攻撃的で未だ

旧陋にひたる清国に対し新式兵器の威力を試したくてウズウズしている国という悪意ある日本像を伝えるものがあつたし、それは日本の不平等条約改正要求への反発と相俟つて増幅される。また、甲申事変による対日イメージの悪化によってヨーロッパでは、朝鮮に関して日清間で何か紛争が起これば日本の仕業だと見る傾向が存在した¹⁰。このような悪意ある日本像は、日英清協調関係の存在が広く国際的に認知されるに従い弱まったものの、日清間の緊張とともに再び呼び起されたのである。

そして敗戦を受けて、清国ではこのような見方が自己保身あるいは日本非難による自己正当化の論法として活用される。天津条約以降、外見的には対清協調姿勢を示しつつ内実は異図を蓄え続け、「甘言愉色」を以て清国の対日警戒心を解き、他方で軍備を整備し形勢を図つて突如襲いかかつてきた。これが九五年五月に袁世凱が示した日本外交像である¹¹。袁世凱は日本の対清協調は清国の対日警戒心を弱めるための単なる詐術でしかなかった、それを見破れなかつたとして自己弁明のために清国内で流布していた見解を援用したわけである。日本の共同改革提案を理解する視点を全く欠如させていた袁世凱が、結局、日本の「謀略」なるものに全てを帰結させるのも自然の成り行きであつた。

しかし、一貫したアジア侵略意欲の表れとしての日清戦争理解や欺瞞的術策を弄する日本外交像は、日本の東アジア政策の歴史を研究した渡辺修二郎の眼には「此言全く誤れり、其誤る事明々白々なり¹²」としか言いやうがないものであつた。

2 天津条約像の転換―日清同盟支柱論の否定

徳富蘇峰は、日清戦争は明治維新以来の日本の実力を測るものであり、戦勝は明治維新の精神を具体化したものであると論じた¹³。こうした日本国内での戦争の位置づけは、天津条約像を変化させることになった。戦争前の日本

の国際協調、日清同盟論の支柱としての天津条約像はほとんど顧みられなくなり、開戦直前に登場した日本の膨張を阻む足枷、退嬰的外交の典型としての天津条約像が前面に出てくる。

日清戦争前から日清提携論を批判していた川崎三郎は、戦後に『日清戦史』を著す中で、戦前の日清同盟論は幻想でしかなかったと以下のように述べる。日清両国は、「氣象精神」が正反対で、元々政治的利害関係も一致せず、朝鮮をめぐりゼロサム・ゲーム的關係にあった。「太平洋上に於る主権は、日清両国の争ふ所」であり、この覇権争奪は「結局戦争に由て其勝敗を決せざるべからざる」性格のもので本来的に同盟論とは相容れないものであったのであると。¹⁵

菊池謙讓は、対清戦争勝利、三国干渉、朝鮮内政改革等の結果を踏まえて、甲申事変時に武力に訴え朝鮮独立を宣言して列国の同意を求めたならば露仏独三国は賛成したに違いないと述べる。甲申事変は清国の影響力を排除して日本の影響力を拡大する好機であったにも拘わらず、それを実行しなかったために一〇年後の日清戦争となり、更には三国干渉となって日本が孤立化する国際政治枠組みを招来してしまったのだという思いが潜んでいるようである。このため菊池は「変態巧容何等の効果なき天津条約の如きを約することなかりしならん」と述べ、「天津条約は日清の同盟に非ずして、暫らく平和を保つの必要よりして協約案を約したるに過ぎず」と戦前までの日清同盟の支柱としての天津条約像を否定し、それに代えて一時的妥協の産物としての天津条約像を対置し、それは朝鮮の政治腐敗を助長したものでしかなかったと酷評するのである。¹⁶ また、朝鮮内政改革に関与した恒屋盛服も、天津条約によって「日本の勢力は全然韓国より排斥せられて朝鮮は名実ともに清国の附庸」となり、朝鮮政府の「退嬰主義を取れる日本」に対する侮慢的態度を生み出したのであると批判する。¹⁷

日清戦争前にあつて天津条約は、日清同盟論の支柱として位置づけられ、日清両国関係をポジティブサム・ゲー

ムと捉える視点を提供してきた。ところが、日清戦争はこのような視点を押し流し、天津条約をゼロサム・ゲーム的観点から捉え直す動きを加速させてゆく。

東亜同文会への関与など対外硬運動に身を置いた小川平吉も、朝鮮をめぐる日清関係は「勢力競争」が本質で「両国相対持^{マツ}して互ひに其勢力を争ひ、我れ一步を進めは彼れ一步を退く」関係にあったとして、日清戦争前の日清関係をゼロサム・ゲーム的観点から振り返る。そして、大陸への膨張を図ろうとする以上は「絶へず清国の希望及勢力と競争して、早晚大衝突を来たし、勝敗を干戈に決するの時あるべきこと誠に明白なり」と論じて、この観点から伊藤の天津交渉が大失策であったと断じる。つまり、日本の朝鮮への膨張を阻むものが清国の朝鮮属国論であった以上、この問題を交渉主題に据えるべきであった。にもかかわらず、伊藤は決断無く平和を急ぐあまり属否問題を回避し、「永く紛争の種子を貽^{マツ}こして、我れの朝鮮に対する勢力拡張に少なからざる不便を与へたるのみならず、結局明治二十七年に至り……未曾有の大戦争を惹起するに至れり。之れ豈に一日の平和を希ふが為めに百年の禍根を断つ能はず、飽迄戦争を避くるの結果として却て戦争を余儀なくせられたるものに非る歟」というのである。¹⁸

日清・日露両戦争を経て大陸膨張が実現した段階で、帝国主義的観点から日本外交を振り返った時に立ち現れる公約的天津条約像は、以下のようなものであったと考えられる。

天津条約の条項も総て根本問題に触る、を避け、目前の妥協を主とし何等事変の解決をなせるものなく、却つて事変の端緒をなすものなること明らかで、日清の関係をして一層重大深刻ならしむるの用をなしたに過ぎなかった。殊に清国側が朝鮮の属邦たるを主張せるに對して、我が全権がこの問題に触る、のを避けたことは、実に我が清国の主張を黙認せるものとの誤解を生ぜしむべき余地を存したのであり、この事変以後朝鮮に於

ける我国の威力は、所謂日本党の没落と共に殆ど全く一掃され尽し、極めて不利なる境遇に陥り、之に反して清国は今や名実共に朝鮮を以てその藩属国たらしむるに至れり¹⁹⁾

3 天津条約の過小評価へーマルクス主義歴史学と東亜新秩序論

さて、一九三〇年代から四〇年代前半になると、天津条約の存在感は一層薄れてゆく。マルクス主義歴史学は天津条約に対してあまり関心を払わなかった。天津条約は朝鮮をめぐる日清対立下の日本の政治的後退の一こまであり、朝鮮・清国に対する政治的後退と経済的進出を求めると日本資本主義の発展・膨張という矛盾の中で日清戦争が「必然」化するという図式に取り込まれてゆく。このような観点に立ち信天清三郎は、日本の政治的後退を論証するために、天津条約第三条が清国の優先出兵権を規定したものであるという議論を展開することになる²⁰⁾。また、このような視角は、日本外交史叙述に大きな影響を与えることになる。今日でも概説書の章立ての多くが、日本の東アジア政策を描く際に、甲申事変と天津条約締結を以て日清戦争が必然化したと結んでひとまずの区切りとする馴染みの時期区分である。このため、天津条約以降日清戦争直前までの日本の東アジア政策は取り立てて叙述するに値しない期間として扱われる。日本で天津条約の運用あるいは実態への関心が低く専論が少ない理由はこのあたりにある。

他方、西洋帝国主義勢力の侵略的旧秩序を打破して共存共栄の道義的新秩序を建設する一貫した「歴史的精神」を以て明治維新以降の「大東亜史」を構想した矢野仁一は、「支那と協力提携して西洋諸国の侵略を防禦」するという「東亜の大局」「東亜全体の利益」を以て行動する日本と「支那のみのことを考へて、支那、朝鮮、日本を合せた東亜全体の大局や、その利害を考へ(ず)」、「東亜全体の利益に障礙を及ぼし、大局を危殆ならしめるロシアの東亜侵逼の形成を助長するに至るべきことも敢へて顧みなかった」態度を対照的に描くことで、明治維新前から

日露戦争までの時期をも「大東亜史」の構成要素に取り込もうとした。矢野はこうした日本側の東亜の大局論を伊藤や井上馨の対応を例示するものの、天津条約自体への言及は行っていない。²²

また、明治維新の理想と日本の発展は「あらゆる意味でアングロサクソンの支配秩序からの大アジア防衛戦であり、また東アジアの独立解放戦の主體的行動」であると見る観点から近代日本外交史を再構成しようとした平野義太郎も天津条約には言及しない。平野が言及するのは、天津条約に強く反発した大井憲太郎等の大阪事件であり、それこそが「環太平洋の大アジア諸民族をして其の処を得しめるために、進んで亜細亜改良を志す東洋経綸」の精神を体現したものであると論じる。²³

日清戦争以前の日本の東亜の大局論と対清協調策はイギリスやアメリカとの協調策を伴っていた。アングロサクソンの旧秩序打破を唱える東亜新秩序の歴史的展開の構築を試みても天津条約を取り込むことは困難であり、このため天津条約は度外視されるよりほかなかったと言うべきであろう。

いずれにせよ、帝国主義外交論に加えて、左翼の歴史観と右翼の東亜新秩序論の圧力によって、日清戦争前までに存在した天津条約を確立指標とする日清協調の歴史的記憶は閉ざされていった。

こうしたなか、一際異彩を放つのが、渡辺幾治郎の『日本近世外交史』である。渡辺の記述も時局の影響を免れないが、「征韓」論政変から日清戦争までの時期を日清同盟論が生み出した一貫した穏健な対外政策の時期として扱うところに特徴がある。「征韓」論挫折以降「外交は著しく退嬰、軟弱を極め」、「平和に藉口して、退嬰的」であり、壬午軍乱・甲申事変にそれが反映していると述べる渡辺はその理由を「その頃から、日支同盟論が陰約の間に抬頭しつゝ、あつたからである」と論じる。そして政府当局者の態度を以下のように記する。

欧州勢力の東侵を見て、この西來の狂濤を防ぐ防波堤は、日支韓の提携の外にないと信じ、只管日支の衝突を

避け、その親和を冀望したのである。(改行) かやうな日支同盟論は、これを主張するとせざるとにか、はらず、我が在朝方面の一般の冀望であつた。当時の外交はかやうな意図の下に行はれた。その不徹底を免がれず、退嬰と卑屈とを嘲けられたのもこのためであつた。伊藤博文の天津条約なども、この意図の下に行はれたのである。……かやうな政府要路者の対韓清政策は、当時の在野政党者流の政策とも一致してゐたのである。彼等は内地政策に於ては、政府当局とは氷炭相容れず、互に嫉視排撃してゐたが、その外交政策に於ては格別の相違がなかつたのである。……天津条約以後、十年間の東洋平和は、かやうな外交政策によつて齎らされたものである。²⁴⁾

このように、渡辺は一八七三年から二〇年にわたる一貫した日本の穩健な東アジア政策の展開を示し、天津条約を以て日清同盟策の確立指標として位置づけた。このような理解は同時に、「欧米や支那の人には、我が国のこの異常の發展進歩を以て、我が国が最初より計画的に、侵略を目的とした帝國主義の結果と論断するものが多いが、それは結果に就いての議論で、固より歴史の真相を尽くしたものではない」という反論を伴っていた。²⁵⁾

日本の膨張と日清提携をどのように説明するかに関して、この時期の日本外交史研究の中で忘れてはならない業績の一つは清澤洸の『日本外交史』であろう。清澤は「絶えざる膨張を目がけながら、しかも国力がこれを支持できぬやうな線へ逸脱しないことを心がけるのが政治家と指導者の任務」であり、無責任で感情的な強硬論を主張する世論に叩かれながらも冒險に赴くことを拒絶した一事例として天津条約を掲げ、天津条約による「退嬰」は一〇年後の「飛躍」を準備したものであると論じた。²⁶⁾ 近代日本外交を貫く一つの傾向を抽出し退嬰と飛躍のダイナミクスを描き出すとする清澤の巨視的観点は興味深い。しかし、際限ない膨張による日本の破綻を懸念せざるを得ない状況で、痛切な同時代的問題関心から発した清澤の天津条約の位置づけは、今日の日本外交史研究では一定の留

保が必要であると考えられる。清澤が台湾問題をめぐる大久保利通の政治指導と交渉妥結後の日清提携策を描いたように、天津条約による「退嬰」は、当時の日本の国力不足がそうさせたというのみならず、清澤の言う外交における指導者の理念や見識そのものと密接にかかわっていたと考えられるからである。

(1) 生方前掲『明治大正見聞録』三三三頁。

(2) 石光真清「城下の人」中公文庫、一九七八年、二五七頁。

(3) 鈴木力「小日本歎大日本歎」豪華書房、一八九七年、八一九、一一、五五頁。

(4) "Foreign Newspapers and the Korean Affaires", *JWM*, July 28, 1894.

(5) "The Cause of the War", "Japan and China in Korea", *JWM*, Aug. 4, 1894, Aug. 25, 1894.

(6) 織田純一郎『日清韓交渉録』石塚糸蔵・河出静一郎、一八九五年、二六四—五頁。

伊藤の天津条約の精神論は、日本の宣戦詔勅を承けた正統なものである。このような理解と陸奥宗光の「蹇蹇録」(中塚明校注、新訂版、岩波文庫、一九八三年)の記述とは大きな隔りがある。陸奥は、天津条約が①「朝鮮における日清両国の軍隊衝突の善後を策」し、②朝鮮に関する日清両国の権利について規定するものであり、③第一条と第三条は日清両国が「朝鮮に対する均等の権力を示したる唯一の明文」で、日清両国間の「朝鮮に対する権力平均」を保障するものとなり、④この意味で、清国の朝鮮「属邦論の理論」に一大打撃を与えたと記している(『蹇蹇録』三四—五頁)。

伊藤の言う天津条約の精神論は、陸奥が記述する右③部分に依拠しながら日(英)清提携枠組みの下で日清共同朝鮮内政改革の正当化を図るものであった。これは、日英清提携を基礎づけるものとして天津条約が理解されていたことと整合的である。天津条約以降日英清提携枠組みの安定化のためにイギリスは、朝鮮に関して日本が清国に譲歩することを求め

ていた。日清開戦直前に、朝鮮に関し「一切日清両国の間に平衡を保つを以て天津条約の精神と認め」(同右三六頁) するかの如き対応策を示したのは、イギリスにとつてみれば日本に対して相当の譲歩を示したものと云つてよい。

しかし、陸奥は、イギリス的理解を「天津条約の正解としては全くこれを誤りたるもの」と退け、天津条約は「派兵に付き互に行文知照すべしとの規定ある外、他に何ら直接の關係を有せざる」と記述する(同右三六頁)。天津条約第三條の法的解釈としては右のような解釈の余地はあつたが、それは同条約の政治的意義を意圖的に矮小化するものと言わねばならない。

日本側から見れば、日清協調の枠組みとしての天津条約に依拠しつつ日清協調の更なる展開を朝鮮共同改革として模索し、その結果、日清開戦となり日清協調枠組み自体を破壊してしまつた。この推移に照らせば、天津条約は、戦前のそれとは違つたものとして戦後改めて位置づけ直されなければならない。同条約が有した戦前までの政治的意義を削ぎ落とし瘦せ細つた。正しい。天津条約解釈を陸奥が試みた所以である。

(7) 「朝鮮に関する客の問に答える」『申報』一八九四年七月一日(光緒二十年五月二十八日)、前掲『外国新聞にみる日本』二卷、四九七—八頁。

(8) 渡辺修二郎『対清対欧策』奉公会、一八九四年、一五—六頁。

(9) 渡辺同右、二二—三頁。

(10) "Japan's Real Character", *JWM*, Oct.31,1885. FO46/335, Plunkett to Salisbury, No.259, Very Conf., Dec.18,1885.

(11) 潘向明前掲論文、一一七頁。

(12) 林明德前掲『袁世凱與朝鮮』三八八—九〇頁。

- (13) 渡辺前掲「対清対欧策」二五頁。
- (14) 徳富前掲「大日本膨張論」二四九、二六一頁。
- (15) 川崎三郎『日清戦史』第一巻、博文館、一八九六年、八〇―二頁。
- (16) 菊池謙讓『朝鮮王国』民友社、一八九六年、三八六―七頁。同『大院君伝 附王妃の一生』日韓書房、一九一〇年、一三四、一五四頁。
- (17) 恒屋盛服『朝鮮開化史』博文館、一九〇一年、五二八、五三〇頁。
- (18) 小川平吉『明治外交要録』青木嵩山堂、一九〇二年、一三六―八頁。
- この後、朝鮮問題が日露間の係争点となるや、天津条約は日本の「退嬰、他動、守勢」的対韓政策の反面教師としての位置を与えられ「進取、主動、攻勢の主義」を正当化するための論拠として動員される（大内暢三「外交之危機 韓国問題」丁酉社書店、一九〇〇年、三一―六頁）。これは、政府の消極的態度と政府の支援保護を得られない苦難の中で朝鮮開拓の先駆者となったと自負する京城居留民団の視点とも共通する。そこでは政府の「因循姑息」な態度が後年の甲申事変を生み出し、天津条約の結果日本の勢力は「年々韓廷に其威信を失墜し韓人の軽侮を受くる」ようになったとして、多くの事例をもとに政府の朝鮮政策の「不振萎縮」を跡づけ批判する（京城居留民団役所編『京城發達史』京城居留民団役所、一九一二年、龍溪書舎、二〇〇一年復刻、一一、三一頁）。
- 更に、天津条約は韓国併合を正当化する言説の中にも見いだすことが出来るようになる。日清両国は「東洋平和の希望を以て、天津条約を締結」したにも拘わらず、「日清の葛藤は事大党に依り誘発」され日清戦争となった。その結果朝鮮は独立したが、その後朝鮮はロシアに依存し「日本の恩誼に酬ゆるに、驚く可き毒薬を以て」した。こうして日本の「好意を無視し、屢々独立の試験に落第した」結果、最終的に併合に至ったのであると青柳綱太郎は論じる。日清・日露戦争

といった東アジアの紛争要因を生み出したのは朝鮮（韓国）であると論じ、併合を東アジアの平和と安定のために正当化するのである（青柳綱太郎『朝鮮独立騒擾史論』朝鮮研究会、一九二二年、龍溪書舎、一九九六年復刻、七―一三頁）。また、内政面に於いても、「自己の野心を満足せんか為め無意味なる政略争奪」、「政治に淫して生民を忘れ、生民の發展を妨げ生民の利害を拘束」という「時代の風潮と逆行」する流れによりやく終止符を打つものとして併合を正当化する議論（古城菅堂「序」前掲『京城発達史』）を青柳は引き継ぎ『李朝史大全』（朝鮮研究会、一九二二年）で展開する。こうした議論は、細井肇や菊池謙讓等によって広められていったように思われる。細井肇は、天津条約以降、朝鮮では享楽に耽り国民への関心を欠如させた権力者とその私怨の報復に基づく宮廷内権力闘争や信義無き外交が一層甚だしく展開されると記述するが（『女王閔妃』、一九三二年、ベリかん社、二〇〇〇年復刻、二一三、三四二、三四四頁）、このような朝鮮像はおそらく日本の韓国併合を正当化する機能を担ったであろう。

これと裏腹の関係で、日清提携・国際協調の確立指標としての天津条約は、朝鮮半島での日本の影響力を失墜させた元凶であると非難されてゆく（青柳綱太郎『極東外交史概説』世界堂書店、一九三八年、一四〇―一頁、

(19) 橋本増吉『通俗国際文庫第一一巻 支那の外交関係』上巻、外交時報社出版部、一九二〇年、三七〇―一頁。

天津条約が日清両国間の相反する利害関係の一次的調整にしか過ぎないという捉え方は、天津条約締結当時から存在したものであり、その後、帝国外交を担うエリートの間で受容されたものでもある。例えば、高等文官試験外交科を志望する学生向けに東洋外交史の参考書として執筆された斎藤良衛『近世東洋外交史序説』（巖松堂書店、一九二七年）は、天津条約が日清両国の国内事情や国際環境などに規定された「一時を糊塗する取極めで、事件が終局的に解決されたものではない。清韓宗属の関係が依然不確定の儘であるからである」と述べ、「其後の四圍の情勢の変化は日清両国をして再び朝鮮に於て衝突するの余儀なきに至らしめることあるべきは、始めから分かり切って居た」と論じる。李鴻章は、一時を

糊塗するために天津条約を締結し「日本を安心させて置いて、其の隙に、腹心の袁世凱をして外交的に朝鮮に於て活動せしめ、以て日本の勢力の発展を阻止する方が賢明であると考へた」。他方、日本は、国力が振るわず「又朝鮮事件に対する我態度は、始終一貫平和主義を押し通して来て、西南戦争と云つた様な大犠牲迄も忍んで来たのに、今更ら戦争をする迄の決心が付き兼ねた。旁々此度も前回同様平和主義で遣つて行く決心を付けて居たから、若し日清両国で兵を朝鮮から引き揚げて、軍事的衝突の因を去りさへすれば、換言すれば明治十七年事件の如き出来事が、今後起らないやうにさへすれば、先づ〳〵差当りの措置として充分で無い迄も、役に立つ方法であると考へたのである。こんな塩梅に日清天津条約が締結されたのであるから、両国は約後夫れ〳〵兵を徹したにも拘はらず、両国の外交的活動は天津条約締結以前と毫も違はなかつた」と論じている（同書、二九〇—二頁）。

このような捉え方がどの程度まで浸透していたかは判らないが、一九三〇年代後半では、天津条約を「折角韓国に扶植したる日本の勢力を自ら除去し、将来の日本の韓国発展を阻害」したものと描くように、情緒的色彩が加わる。つまり、明治「維新より明治十七年の京城の変に至るまでは、日本政府の対韓政策は稍強硬であつた。乃ち我が将校を以つて韓兵を訓練し、我が国人を韓廷に傭聘せしめて顧問となした。加之韓人中の進歩主義者を誘導して日本党を組織せしめ、半島の改革を企てたるが如き是である。然るに十七年の京城の変は、この日本の従来の強硬政策をして一時に軟弱化せしめた。乃ち日本の政治家は十七年の京城の変の結果寧ろ清国との衝突を避けて、韓国の平和を謀るに如かずと思惟した。その影響は忽ち天津条約に現はれて、日本の勢力は韓国より退却し、清国の勢力が驟々として韓国に振ふに至つた」（蘇武緑郎『明治史総覧 外交編』明治史刊行会、一九三八年、二一九—二〇頁）という見方が示される。

（20）服部之総『近代日本外交史』（初版 白揚社、一九三三年）河出書房、一九五四年復刻、一〇七頁（後、服部之総『服部之総全集五 近代外交史』福村出版、一九七三年、所収）。信夫清三郎『陸奥外交』叢文閣、一九三五年、五一頁。

- (21) 信夫「陸奥外交」一一一―一二頁。同「近代日本外交史」中央公論社、一九四二年、六一―四頁。
- (22) 矢野仁一「大東亜史の構想」目黒書店、一九四四年、二二七―二九頁。
- (23) 平野義太郎「大アジア主義の歴史的基礎」河出書房、一九四五年、三一四、一七頁。
- (24) 渡辺幾治郎「日本近世外交史」千倉書房、一九三八年、一二九、一三五、一三九―四二頁。
- (25) 同右、四九二頁。
- (26) 清澤「日本外交史」上巻、東洋経済新報社、一九四一年、四、二四七、二五一頁。
- (27) 清澤列「外交家としての大久保利通」中公文庫、一九九三年（原本は一九四二年刊）。

小 括

日清戦争前の日本の東アジア政策に関する当時の議論・評価とその後の変遷を振り返り、今日の研究状況に照らし合わせてみると興味深い論点が浮かび上がる。第一に、日本の東アジア政策に関する同時代の理解である。日清戦争が始まる前までの議論では、一八七三年から九四年までは穏健な対外政策の時期であると理解されていた。これは明治初年の征韓論を以て明治外交の一貫した朝鮮侵略の出発点であるとする研究動向とは全く逆の捉え方である。一貫した日本の侵略説は、日清戦争の原因としての日清共同朝鮮内政改革論に対する批判と無理解、それと日本の勝利・清国の敗北を背景として確立していったことが確認できる。

第二に、天津条約は穏健な日本の東アジア政策の確立指標であり、天津条約以降の東アジア政策が日英清提携を以てする国際協調策であると理解されていたことである。これも、一貫した東アジア侵略論の枠組みの中で甲申事変・天津条約締結期を以て「脱亜」の完了期であるとする議論とは全く異なる。

第三に、日本政府が、日清共同朝鮮内政改革は天津条約の「精神」に沿うものであり日英清提携を強化するものとして政策的継続性を主張していたことである。これも、日本の日清共同朝鮮内政改革を以て、同時撤兵を拒否して強引に開戦を謀る対清挑発手段と位置づける議論とは質的に異なる。

第四に、天津条約の拡張解釈としての天津条約の「精神」論、つまり日清共同朝鮮内政改革論は当時にあっても国際的に認知されなかったことである。清国中心の東アジア秩序を肯定する側は、日本の共同改革提起をまともに受け止めず無視した。このことが、それまでの日本の国際協調を全て偽りのものであったと捉え返す視点を生み出し、開戦は日本の長期にわたる陰謀の結果に他ならないという説明を改めて浮上させた。こうした日清戦争開戦期から台頭した天津条約理解並びに日本外交像は、その後、それを裏付けるかのような日本の帝国主義外交の展開、更には、日清戦争を「必然」とするマルクス主義歴史観と東亜新秩序論によって強化され、強弱の違いはあれ、今日まで再生産され続けた。

以上、日清戦争前と戦争後では、日本の東アジア政策像が全く逆転してしまっていることが確認できた。一貫して朝鮮侵略を目指したとする日本外交像は、日清戦争前に日本人が抱いていた自己理解とはかけ離れたものであり、また国際的理解でもなかったと言えることができる。

このことは、明治初年以来約二〇年にわたる一貫した「平和主義」なるものが如何にして日清戦争に繋がってゆくのか、という問題を突きつける。そしてこれは当時の日清協調策論の内在的理解に即して日清戦争に至る日本外交史を再構築する必要性を示している。また、こうした研究視角は、藩閥政府の日清提携論に対抗し、藩閥を批判し民主化を求めた対外硬派の対立という図式を前提にするとき、日清「戦後民主化」の問題にも繋がってゆくであろう。

（未完）